

思います。その次には劇場について、できるならばいたしたいと考えてございしますが、さしあたっては近代美術館に力を注ぐと考えております。

○岡(延)委員 この法案は、参議院において修正されております。しかもこの法の目的というものは一番かんじんであるが、「この法律は、学術、芸術その他」というその目的のうちの非常に大きい、一番上に書いたものを修正しております。これはどういうふうな修正であるか、もつと文化というものを、文化功労者というものを広く解釈する意味であるかどうか、その点をお聞きしたい。

○天野国務大臣 文化という概念は、御承知のように、自然に対する文化であつて、普通いう、英語をもしかりますならば、カルチュア、シヴィライゼーションといふものを含めて文化ということが言えるわけでございします。しかし、そういうふうに広げてしまうと、この法案に適用しないことになる。でありますから、文化の概念は、学術、芸術、宗教、教育、思想というような範囲に限る考えでございします。しかし、そういう考えでも、ここに「学術、芸術その他」といふような言い方をすれば、文化と一般に言つた方が、かえつてその趣意をよく表わせるという参議院の御趣旨でありますし、私もただ文字のことでございしますから、この修正に依じたわけであります。

○岡(延)委員 いや、広くする意味の修正ならば、われ／＼もむしろ歓迎するのであります。そこで私はこういうことを申し上げたいのであります。終戦まで、こういうた勳章といふ特権——これはまあ勳章に似たような特権

でありましたから、これは軍人と文官が非常にアンバランスであつた、これは御承知の通りであります。ちやうど高等官一等級度の、要するに中将です、その文官の高等官一等級度の人が、大抵高等官五等の少佐ぐらいの勳章をもらつてゐる、こういう非常なアンバランスがあつた。それで勳章制度というものの対してああいう批判も起り、結局今のところ停止されておる、死んだときだけやるということになつておるわけであります。この法案は、それよりさらに輪をかけてアンバランスである。もう比較ができない。あなたたは文部大臣であると同時に、国務大臣である。何か辞令の場合には、国務大臣に任じ、文部大臣に補すというやうな辞令だと思ひます。あなたは文部大臣としては、文化人だけを尊重してよろしい。けれども、国務大臣である以上、国全体のあれに目を注がなければならぬ、その点は、あなたはどうか、どういふふうにお考えになりますか。

○天野国務大臣 まことにどうもごつとご意見だと思ひます。これは今さしたつて、こゝろの一步を踏み出したのであつて、全体の国家功労者について、どういふ形かにおいて、やはりこゝろのやうな栄典制度といふものが、将来設けられるものと期待いたしておられます。そういう栄典制度に対する第一歩として、こゝろのやうなものを設立しようといふ考えでございします。

○岡(延)委員 実は、この法案の提出されるまでの経緯として、これを議員提出にしたらどうかといふ話があつた。ところが議員提出としますと、われわれは文部委員であるが、それより前に国会議員である。だから、国会議

員である以上、全般のことを考えなければならぬのに、このアンバランスをいかんせんといふのでつかれたら、われわれは一べんに参つてしまふ。そういう意味で、われ／＼は議員提出法案とするのにふさわしくないといふので、政府提案になつたわけであります。そこで私の言わんとするところは、この趣旨には非常に賛成であるけれども、このアンバランスをつかれたら、国会議員としていかに無議が粗漏であつたと非難されるうらみなしとしない。あなたが国務大臣として、今後全般にこれを推し進めて行こうといふ考えだといふことを承りましたので、私はそれで了承するのであります。あなたが閣内におられる以上、今の言葉、單なる言葉にとどめないで、これを中核として全般に推し進めて行くように、極力努力してもらいたいといふことを、私は強く要望しておきます。

○天野国務大臣 よくその御趣旨に沿うように、努力する考えであります。

○浦口委員 この法律ができたことは、たいへん喜ばしいことだと思つております。実はこの岡田政府委員にも、ちよつとお尋ねしたのであります。すうに、従来天皇の大権としてありました文化勳章制度とは別個にこれができたといふことについてでありました。きのうの説明によりますと、文化勳章制度は、憲法十四条の第三項にありますが、何らの特権を伴わない、すなわち年金などを与えることができない、いわゆる精神的な名誉だけを与えるものだ。それでは非常に物足らない、こゝろの意見によつて、物質

的な榮譽を与えるということにおいてこの法案ができた。しかも従前の文化勳章の制度とは、その表彰の対象がそこに全然相違がない。場合によつては、文化勳章を受けている人に、今度の年金を授与される面が非常に多いといふことを考えますと、どうもこれが二つなければならぬという根拠が薄いように思ふのであります。これは憲法の十四条の改正まで行かなければ一本にできないといふことで二本にされたのか、その点を御説明願ひたいと思ひます。

○天野国務大臣 この法案の起りは、やはり文化勳章受領者をもつと優遇したいといふことが、このことの起りでございします。ところが、今申したやうな憲法上の疑義については、有力な憲法学者の中には、こゝろのことは問題でない、よろしいのだ。文化受賞者に向つて賞金を出してもよいのだ、憲法の解釈上それでよいのだといふ議論もあつた。しかし他には、これは抵触するといふ論もある。そこで、とにかく文化勳章といふやうな制度に、憲法上の疑義が伴うといふことはおもしろくない、だから疑義を伴わないやうにしたいといふのが、文化功労者年金法案を別につくるに至つた根本の理由であります。しかも同時に、こゝろの理由も含まれております。それは、文化勳章を授けたい方を主としますけれども、場合によつては、文化功労者年金は、もう少し範囲を広くして、先ほど申しました意味で、文化に対する功労者ではあらずとも、必ずしも文化勳章をもらわなければならない、場合によればこの恩典にあずかることもできるといふことの方がよいという御意見

が、諸方にあるものでありますから、そういう意味も含めて、こゝろの別な法案にいたしたわけであります。

○浦口委員 大体了承いたしました。こゝろでこゝろのやうなことにしますと、これがやはり二本でずつと行かなければならぬという理由は、たいへん薄弱なやうにも考えられるのであります。いふ／＼憲法の改正といふやうな大きな問題にもなつて参りますから、これは早急にどういふことはむづかしいと思ひますが、将来は、やはり一本になるべきではないか、こゝろのやうに考えるのであります。大臣はいかがお考えでありますか。

○天野国務大臣 これは原理的に申せば、浦口さんのおつしやる通りだと思ひますけれども、現在の社会事情と申しましようか、こゝろのやうな／＼な点を顧慮すると、この二つにわけて行つて、こゝろの文化勳章をいまだかない方でも、その事情によつてはこの年金をいただけるというやうに広げておく方が、実際にはいいといふやうに考えております。

○浦口委員 その問題はそれだけいたしまして、実はこの文化功労者を決定する機関といたしましては、選考審査会がございしますが、最後は文部大臣が決定されるのであります。その範囲について、ひとつお尋ねしておきたいと思ふのであります。それは、もちろん文化といふものが、非常に広い意味合いを持ちました、先ほど松本委員からお話がありましたやうに、ひいては国民の生活水準の向上といふこととは承知するのであります。こゝろのやうなことにつきまして、現在までに行

われておりまする表彰が、どうも一般大衆からは非常に高踏的なような感じがいたすわけであります。もちろん最近の対象といたしましては、芸能関係なども非常に表彰されております。なお和歌、俳句というようなものも出ておるわけでありますが、日本の文化という面を取上げてみましても、かつての徳川時代の庶民文学というやうなものが、日本人の性格を世界に、非常に短かい表現をもつて示すというやうなことで、大きな特徴があると思ふのであります。そういう点にまでこの表彰を上げて行くことが理想であるかどうかという点と、いま一つは、現在国家の財政において、国民の生活を全面的に引上げるといふことはなかなかむずかしいといひましたけれども、とりあえず、そういう中において、たとえば地方の公民館などを中心といたしまして、文化に恵まれざる農村の子弟などに対して、非常な愛護を持つて、文化などの向上に盡しているという、目に見えないような隠れた人があると思ひます。これなどは、もちろん厳格な意味から申しますと、学術とか芸術とか、高い意味の文化とは、非常にかけ離れているように考えられますが、しかし私は、こういう国家の経済情勢においても、なおそこにいくつしみと愛護を持つて、こういう文化に恵まれざる子弟に対して献身的な努力をしてゐる隠れた人なども、大いに表彰してはしいというやうなことを考えるわけでありまして、そういうふうな面について、大臣の御意見を承つておきたいと思ひます。

も、その中をできるだけ弾力性を持たせるといふ事か、そういうことが必要ではないかという御意見かと思ひます。私は、この法案をつくるに關係して、一番むずかしいことは、委員会を適正につくるといふことだと思ひます。これには、決して狭い意味の学者、芸術家というのではなくして、もつと広く実業界とか、そういう方面から入れて、ほんとうに日本の良識を集めて、ここできめて行くという考えでございまして、そうして、法律は大綱を示して、その委員会に十分審議してもらつて、そこで範囲などもきめるとかいうふうにして行きたいと思ひます。けれども、今おつしやるやうな社会事業なども、どこまでこれに入つて来るかというやうなことは、非常に限界的にむずかしいから、委員会の良識に訴へて行きたいというふうな考えであります。

○浦口委員 私はこれでよろしゅうございまして。
○佐藤(重)委員 大臣に二、三点お伺ひしたいのですが、今出ております文化功労年金法、これはまことにけつこうだと思ふのであります。ただ私は、こういうことを一つお尋ねしたいのです。すでに非常な苦勞をして、りつぱな文化の成績をあげた人たちに、單に老後のためとか、あるいは過去の功績に報いるためとかいうのでなしに、將來においてそういうたりつぱな学者や功勞者が出るやうな積極的な保護助成の対策が必要だと思ふ。これに対してひとつ所見を伺つておきたいのであります。たとえば科学研究費だとかあるいは大学の研究費とかいうやうな費目があるのですが、どうも私の知

つております範圍では、非常に金額も微々たるものでありまして、そこで研究したい、勉強したいというやうな優秀な学者、勉學者がおられます。十分に機能を發揮することができないというやうな現状のように私は見るのであります。一面から言へば、余命幾ばくもないやうな年寄りに對する対策でなしに——それはそれでけつこうであるが、もつと積極的に、今後の日本を背負う優秀な人を養成する対策が、何かなくてはなるまいと思ふのであります。まずそれをひとつお答え願ひたいと思ひます。

○天野國務大臣 今のお考えは、もちろんごつともなことでございまして、ただ研究者の養成という点と、この年金法案とは、二つの問題だと私は思つております。一方においては、こういう功勞者を顕彰する、することによつて、国民全体に向つて、文化というものが、国家においていかに重要な性質を持つものであるかということ、を、納得してもらつていふやうな趣意であります。他方は、學術の振興のために、今後どうするかということでございます。その問題の重要なことは、おつしやる通りでございます。私もそれに對しては、一方においては育英資金を増額して、ここに特別研究生といふものをつくつて、優秀なものは現に六千円から七千円ぐらいの補助を大学院において受けております。大學を卒業して五年間もそういう補助を受けますと、相當學問をやれるということ、は、人の経験いたしておるところでございます。しかし、それではまだ足りない、それ以上學者としてやる研究費は、研究費の増額ということによつ

て、今年は十分とは言へませんけれども、それでもかなりの増額をいたしております。また年々その額をふやして行く。一方にはすぐれた研究所を助成して行く——私立のものでございまして、が、そういうものを助成して行くとか、さまざまの方法をもつて研究者をつくり、研究の發達向上を助成して行くといふやうなことを別に考へて行く考へでございまして。

○佐藤(重)委員 もう少し具体的にお話をしてみたい、また御意見を拜聴したいのであります。御承知の通り、大學の研究費という費目がございまして、ところが實際においては、これが建物の修繕費とか電灯、水道等々の物件に對する管理關係の費用にほとんど流されてしまつて、かんじんな學者の研究等のわけ前は、きわめて微々たるものであるやうに私は聞くのであります。が、そういう点について、文部大臣はどういうふうな御承知になつておりますか。

○天野國務大臣 大學の研究費というのは、今大學のやういふ、何といひますか、しきたりは、私も、必ずしも適當でないと思つております。すなわち研究費といふものに、光熱費といふやうなものも含まれておるといふやうなこと、純粹な研究にまわる費用がそこで食われるといふことは事實でございます。けれども、食われるといつても、本年などは、私の記憶が間違ひなければ、十億ぐらいふえてゐると思ひます。ですから、そのうち幾らか食われたとしても、從來の倍になつております。大學の研究費が從來の倍になつておりますから、今後ますます、そういう方針を續けて行けば、研究費

も、日本の經濟事情面から、十分なことではできませんけれども、あるところまでは、やれるやうになる、という考へであります。

○佐藤(重)委員 順次増額されて行つてゐるやうなお話であります。私の知つておりますところによりますと、たとえば科学研究費は、年額五億程度によつてありますが、昭和二十五年度も二十六年度もやはり五億で、ちつともふえていないやうに數字が説明してゐるのであります。この点はどんなふうですか。

○天野國務大臣 それはさういふ事情であります。その五億といふのは、學術會議の方でもつて一般の研究者にわたける費用でございまして、今私が倍になつたといふのは、国立大學の研究費でございます。私は、池田蔵相に對して、五億では困る、前年度も五億といふことで、また今年度も五億といふことでは困ると申しましたところが、池田蔵相は私に對して、それならば国立の研究所とか国立大學の方に十億もふやしてゐるから、その方から抜き出してこつちの方にやろうといふお話です。から、それでは困るのであつて、學界の事情から申しますと、国立大學附屬の研究所とか、国立大學の教室とかいふものは、研究費を充實することが必要で、學術會議に屬する一般の研究費といふものも大切だけれども、しかしこれは次にして、そちらをやつて行くといふのであつて、研究費がふえてないといふのは、さういふわけ合ひからであります。

○佐藤(重)委員 文部大臣の御苦心は、まことに了いたしました。が、願わくばその御方針をさらに一段と強力に

御推進方をお願いしたいのであります。私ども与党でありますから、むしろ現内閣に対して、相当な圧力と申しますか、鞭撻と申しますか、覚悟を持つておりますが、やはり主管大臣がひとつ積極的にやつてくださるぬことには、やりにくうございますから、御遠慮なしに、こういう方面の予算を請求されることを要望いたします。

それからもう一つお伺いしておきたいのであります。これはやはり具体的な事例によつてでありますが、今お互いに日本国民にとつて重大な問題の一つは、食糧問題だと思ふのであります。食糧の合成研究の問題であります。これは申すまでもなく、私も日本民族にとつて、まことに重大な問題だと思ふのでございます。ところが、十年一日のごとく、あるいは百年一日のごとくと申しますか、千年一日のごとく、食糧合成研究なるものは、どうも非常に遅れておると思うのであります。たとえば、蛋白質の急速生産の研究のごとき、これは欧米その他の諸国では、相当進歩しておるのであります。こういうようなことは、やはり相当な経費もいることでありますけれども、ぜひとも何とかしなければならぬ問題だと考えるのであります。またその一環といたしまして、澱粉の合成研究のごときも、重大な問題だと思ひます。わが国では、すでに食糧合成の仕事につきましては、相当研究に手をつけておる學者もおるようであります。中には世界的な水準に達している若手の學者も出ておるようでございますから、これにさらに保護助成、また奨励の方策を講ずることによつて、日本の重大なこの食糧問題などは、きわめて

勅果的に解決せられるだろうと思つてあります。私はこの食糧問題だけでも、年額十億前後の助成をなす必要がありはせぬかということを考えております。またその方面の学者も、そう言つておるようでありますが、文部大臣はこの点について御共鳴が願えまじょうか。ひとつその御所見を伺つておきたいのであります。

○天野國務大臣　私は、文部行政に携わるようになりましたときに、まず第一に三つのことをやりたい。第一は義務教育、第二番目には育英制度の拡充、第三番目には學術の振興ということでございまして、今おつしやつたのは、私の努力しようという眼目の一つにしておることでもあります。私も多年大学におつた人間でありまして、研究費がいかに不足しておるかということもよく承知して、自分としては相当な努力はいたしたつもりでも、なか／＼それが思うように参りませんが、しかし今の御激励もあることですから、この次には、もつと何とかそこに研究費が出るように、なお一層努力を、たしたいと思ひます。ただ先ほども御説明申しましたように、大学の方の研究費は、ほぼ倍になつておるということになつておりますから、そこを粗略にいたしましたわけではないのです。しかし今後、なおその点に力を注いで行きたいと思ひます。

○佐藤重吉委員　研究は、もちろん大学などが専門にやることも適當でありましようが、しかし一般の民間に相當な學者研究家がおるようでございますから、そういう方面も十分に均霑するやうに、その保護助成、奨励の対象とすることを御考慮をお願ひいたし

最後に、私は大臣にお尋ねもし、またお願いしたい一つの点は、どうも従来の文部行政の行き方が、非常に唯物的になつておりはせぬか。今日社会道義の頹廢、社会道徳が低下してゐるということは、われ／＼の一般に見聞するところでもあります。その原因するところ、由来するところ、だんだん考えてみますと、結局は精神文化を非常に輕視しておるといふことが、近ごろの政治の一つの行き方になつておりはせぬか。出る法律も出る法案も、ほとんど大部分は唯物的方面のものが多いためであります。精神文化方面についてのひとつ雄大な講想のもとに、日本民族の将来を立て直す大方策が、どうしてもこれは文部大臣を中心にして構想を立ててもらわなければならぬと私は考えるのであります。ことに東洋には、幾千年來つちかわれたりつばな精神文化というものがあつたにかかわらず、何でもかんでもまねごとをする。ことに敗戦後最近の状態を見ておりますと、まねごとが非常に多い。輕薄なことが見受けられる。日本獨特の民族精神であるとか、従つて愛國の熱情であるとか、自主性であるとかいつたものが、だん／＼消えてしまふのじやないかといふことを、私は非常に憂えるのであります。どうしてもこれは大いに反省して、独自の文教政策を立てるべきではないか。まねごとではだめだ。文化々々といふすけれども、何でもアメリカさん、あるいはその他の欧米のまねごとさえすれば文化であるかのごとく錯覺しておりはせぬか。私どもの見るところでは、文化といふものは、少くとも倫理性がなくてははい。

けないと思ひのであります。珍しいこととさえあれば、動物に類する裸踊り、ああいふことも文化の一種のごとくに考えられておるらしい。私は、一人人間と動物の区別は、五倫五常の倫理性の有無によつてのみ考えられる、こう考えておるのであります。ただ形は人間である、言葉も人間の言葉を使ひ、だからこれは人間であるといつて、精神的に人間でないようなものを、近ごろ至るところに見るのであります。私はこれをほつておいてはいかぬと思ふ。ことに、今後われ／＼が一番努力しなければならぬのは、日本の自主性の回復、また将来における発展、こういうことを考えるのであります。が、精神文化方面における文部大臣の対策、誰思ひかん、これをひとつこの機会に伺つておきたいのであります。

○天野國務大臣　まず先ほどの民間の研究所、研究者を助成することが必要だといふお話につきましては、私もまったく同意でございます。今、決して十分ではございませんけれども、四千万円以上、民間の研究所の助成に對しましては用いております。しかしこれでは決して十分ではないのであります。今後ますますそれを増して行きたいと考えております。

それから、精神文化と申しましようか、そういう精神的な自主性、そういうことについては、ごもつともなお考へと私も考えております。ただ、そういう考へにつきましては、たとえは戦争中のように、精神的なということばかりを言つて、そうしてまた日本の國をたつとふといふことはよいですけれども、日本があたかも神國だとかいふよ

うなことを言つて来る、そういうふうな傾向には絶対いけないことだ。日本だけがとりつばな国家であつて、ほかは夷狄だといううなことは、神話時代の思想であつて、今日には全然通用しない思想であるにかかわらず、そういう思想を抱いたということが、この敗戦の根本である。しかしまたその反対に、現在のようにまつたく国家というものを忘れてしまつて、ただ世界と個人があるだけのように考えて、そして国家の持つておる自主性、自犠牲といううなものをまるで理解しないということは、非常な間違ひであるといふことを、私は考えておりますから、それで日本的であるといふことが世界的であるといふことと少しも矛盾しない、ほんとうの意味における世界的なというのは、ほんとうの意味における日本的なのだ。具体的に言ふならば、ほんとうによい世界人は、自主的精神を持つた日本人のだといふことを力説いたしておるわけで、一般に向つてほんとうの意味の国家主義が、ほんとうの意味の世界主義である。世界を忘れた国家でもないけないし、国家を忘れた世界でもないけない、そういう世界観を持つて一般の教育を指導して行きたいと考えております。そういう考えから、私が道德教育の振興を唱へたり、その他のことを唱へておるわけでございますが、そういう線に沿つて今後ますます進んで行きたいと考えてございます。

○佐藤(重)委員　これは前の国会の委員会でも、文部の政府委員に御質問申し上げておつた点の一つであります。が、青少年、ことに生徒の武道の問題であります。柔道は、今年から

やつていいことになつたようでありますが、私は日本の精神文化の一面を、やはり分担しておつたと思ひます。剣道を、もつと奨励してはどうか、もうたいてい占領軍側でも、日本の剣道というものは、人殺しや侵略を目的とするものではないのであつて、本来は修養の一つの鍛錬方法であつたということが、おわかりになつておるのではないかと申すのであります。またわがしむるように、当局の努力方を私は再三要望しておるのでありますが、こういうふうに国際情勢が逼迫しており、また日本人の再起を必要とする際には、やはり精神方面、愛国心を作興すると同時に、やはり体力、あるいはみずから守衛すること、必要に応じて進んで攻撃すること、その一つの準備として剣道のごときは最もいい、こう私は思つておるのであります。どうでしようか、まだその筋からお許しが出ないような状態にあるのでありましようか。もしお許しがないものであれば、占領政策にはなほ矛盾があるはずで、この疑問を持つような点もあるでありますが、当局はいかに努力されておるか、その後の経過をこの機会に、なるべく大臣から聞いておきたいのです。

○天野國務大臣 私には剣道というふうなものはいくつと、やはりわれ／＼がただ安快に生活するといふのではなくて、ほんとうに努力してやるとか、ほんとうに礼儀を守るとか、そういうふうな、人間に背骨を入れるような意味で、それ自体いいことだと思つておりますが、しかしまた、日本の軍国主義の復興というふうなことに對しては、非常に世界が敏感でありますから、そういう点に對して、自分たちも言論を慎むとか、いろ／＼なことが必要だといふふうに思つておつて、その趣旨は賛成ですけれども、にわかにこれを實現することができるといふかといふことは、私は今こゝではつきりしたことを申し上げることはできません。御趣旨は、どこまでも賛成でございます。

○佐藤(重)委員 さいせん専門委員の方に注文しておきましたら、今一つの例をちよだいしたものであります。昨年の八月、日光において全国武道大会が開かれたそうでありまして、そのときに頭のいい世話人がおつたものと見えて、たいへん盛況で、外国のお客さんもお見えになつたといふことでもありました。名称などはどうもいふと思つておるものでありますが、これはひとつ組織的に学校の正科の一つとしてやらせたいと思つておるものでありますが、その方針について、大臣から御意見を伺えれば幸ひであります。

○天野國務大臣 私はその方針については賛成ですが、ただこゝういふ時世は、やはり非常に注意深くなければならぬ時世である。世界に日本一国あるのではなくて、世界の日本である。しかも今までの無謀な戦争によつて、日本は世界から非常に注意深く見られておる際でございますから、よほど注意深くなければならぬと考へます。ただ剣道そのものではありませんが、剣道を幾らか併用したと申しますか、モディファイしたものを、正科ではありますませんが、すでにやつてもいいことになつておると思ひます。なお詳しいことは、政府委員から御説明させたいと思ひます。

○辻田政府委員 ただいま剣道のことについて御質疑がございましたが、大體大臣からお話ございました通りでございまして、剣道の問題は、御承知の通り柔道については、すでに学校柔道としてこれを實施することが認められましたので、剣道あるいは弓道につきましても、ぜひ認めていただくようによ、關係方面にお願ひをしておるのでございまして、しかし剣道は、最初禁止されておるいきさつ等もございまして、今日のところでは、まだ正式の許可はないのでございまして。その間におきまして、竹刀と申しますか、ちよつと剣道と類似しておつて形は違つたといふのがありまして、その竹刀競技をスポーツとしてやるようなことについて、だん／＼と向うの了解がつきつゝあるのでございまして。まだ正式に了解したといふところまでは行つておりませんが、今後政府としては、お話の趣旨は十分わかつておりますので、努力したいと思ひます。

○岡谷委員 文部大臣にお伺ひしたいのですが、文化といふことの意味であります。文化は生活一切の向上をさせるためのものと、いろ／＼言われますが、皆さんの意見を聞いても、私はよくわからないのですけれども、文部大臣は、文化といふことの定義でもできないものでしょうか。

○天野國務大臣 文化といふことは先ほども申し上げましたけれども、自然に對する文化といふことでして、文化——カルチュアと言いますが、これはもと耕すといふ字から出て来た言葉であります。同じ野菜でも、野に置いて

おくときは、それは自然なのですけれども、これを野菜として栽培すれば文化である。そういう意味で、ごく広い意味においては自然に對する文化で、人間の力が加つて、自然を改造して、人間の目的にかなうようにしたものが文化です。けれども、こゝはそういう広い意味の文化ではなくて、もつと制限された意味で、學問とか、芸術とか、宗教とか、教育とか、思想とか、文化功勞者年金は、そういう狭い意味でやろう、こゝう考へてあります。

○岡谷委員 もう一つ、文化功勞者の審査会がありますが、大體予算面に、お見込みは一年にどのくらいの予算をおとりになるのですか、人数は規定してないと思つておるのですが。

○天野國務大臣 受賞者は、さしたつては、今までの文化勳章を受賞された方が三十四人ありますので、三十四名というようにきめておりますが、これはは逐年十名くらいの人を増加して行こうという大體の見当でございします。

○岡谷委員 一年に十人くらいずつふやして行くと、最後の予算はどのくらいになりますか、先に死ぬ者もありま

すが。

○岡田(重)政府委員 とりあへず二十六年度といたしましては、先ほど申し上げましたように三十四名分という一応の見込みをしておりますが、これが平常年度になりますと、大體十名くらい毎年追加して行く、しからば将来何名になるかといふことにつきましては、實際にやりました、それによりまして、あるいは定員制を設けるとか、いふようなことをいろ／＼考へたい、かように考へております。

○小林(信)委員 佐藤委員の質問に關連して伺ひます。民間研究所に四千万円くらい出しておられるといふのが、民間研究所のこの四千万円に該當する数はどれくらいですか。

○岡野説明員 現在文部省所管の法人で、學術的な研究に従事している研究機關の数は、約百六十ほどございします。しかし予算によつて限られておりますので、文部省といたしましては、その機關から詳しく調べをとりまして、それを日本學術會議におまわしたしまして、國として補助に適當する団体を選定していただきまして、ABCといふようなクラスわけにして行きます。實際に補助しておりますのは三十六にすぎません。Aのうち、また選びまして、三十六に對しまして現在補助をいたしております。

○小林(信)委員 この問題は、かつて衆議院で決議案が上程されました、科學技術を重視しなければならぬということが、全体の要望でもつて決せられたのですが、その場合にもやはり民間研究所をもつと考慮しなければいかぬといふことが特に強調されたのです。今お聞きしますと、大臣御苦勞なさつておるようですが、非常に零細な補助であつて、おそらく國民が要望するところにはたえられておられないように考へられるのであります。三十六としましても、四千万円ならば一つに對して百万円程度でありまして、なおその他それに該當するものが多々あるといふ点から考へますと、やはり相當こつた問題を考慮していただかなければならぬと思ひます。なおこの問題は、いづれかの機会にお伺ひすることにいた

しますが、大学の研究所に対する額が、先ほど昨年の倍になつておるといふお話しになつたのですが、実際の額は幾らになつておりますか。

○天野国務大臣 前年度十三億の、今度は二十四億になつております。

○小林(信)委員 それではこの法律について伺いたします。第一条の目的のところ「顕彰する」という言葉があるのですが、やはりこれはあくまでも顕彰であつて、それ以外の目的というものを考えることは、その顕彰の意味をそこなうものと思ひます。提案理由の中にも顕彰することがきつて重要な意義を有するといふふうに述べてあるので、この際お聞きしたいと思ひますが、重要な意義といふこの内容を、詳しく御説明願ひたいと思ひます。

○岡田(孝)政府委員 この法の目的は、ただいまお述べになりましたように、第一条にあります通り、顕彰するといふことでありまして、それは特に文化の發達に功勞のあつた者に対しては、年金を支給して、物質的にもこれに報い、そつたしてこれを優遇するといふことが目的でございます。しかし同時に、これがいふ／＼學術あるいは藝術の發達、あるいは研究等を奨励するといふ意味も、やはり實際においては出て来ると思ひます。しかしながら、直接の目的は、顕彰いたしまして、文化國家としてかようなことをいたしなうことが、非常に有意義ではないかといふようなところにあつたのであります。

○天野国務大臣 いろいろことがなければ、絶対文化といふものは向上しないと言つては、私はそれは言い過ぎかもしれませんが。しかしこの文化が文化の向上發達に非常に有意義だ、こゝういふことではございません。

○小林(信)委員 もう一つ同じ大臣のこの提案理由の中に「精神的な優遇」といふものがありまして、文化の功勞者に対して何らか物質的な優遇方法を講ぜられたいとの要望はきつて多い」といふ説明があるのであります。が、物質的な優遇をすることが、またそれと関連してどういふ意義を持つのか、当局のお考えをお伺ひしたい。

○天野国務大臣 物質的な優遇をすることが、直接にはある人の功績を顕彰するといふ意味を持つておると思ひます。しかし同時に、優遇することによつて、その人をして生活に安んじておられるといふことが、國家が文化に対する功勞者に報ゆるといふ意味も、それに加つて来ると思ひます。

○小林(信)委員 とかく文化に功勞のあるような人は、不遇な境地に置かれることが多いといふような点をお考えになつておられるかどうか、そつたう点からお伺ひしたわけですが、大臣はいずれのお考えですか。

○天野国務大臣 私は、正常の社会情勢においては、そつたうことを感ずる

ことがないかもしませんが、現在のやうな非常に異常な社会情勢においては、そつたういふ必要も、私は強く感じてるものでございます。

○小林(信)委員 そつたういふ点で、前の委員も御質問になつたと思ひます。が、やはり一方において、今文化に貢献しつゝある人たちは、割合苦しい中で貢献しつゝある。そつたういふ面をもつと國家がめんどうを見てやつて、力を注いでやる方が大事じゃないか。そつたういふ点に対しては、財政的に苦しいからといつて、個人の辛苦にまかせておいて、何か顯著なもの認められた場合にこれを優遇するといふやうなことは、私の考えとすれば逆じゃないか。もつと途中において、國家が研究なり、あるいは精進する者に対して見てやる、奨励してやるといふことが、多く講ぜられることが必要だと思ひます。でき上つたものに対してはうむをくれて、それまでの過程といふものは、個人の力で、個人の辛苦によつてやらせるといふやうなことでは、ほんとうの文化の興隆を目ざしておるのではないといふふうに考える。こつたういふ制度もいけれども、やはりそつたういふ方面に、もつと御考慮願ひたい。民間研究所の問題を一つ取上げて、大臣も不満だと思つておられるので、せつと心配してやらなければ、もつと何か一面にこつたういふ制度を持つて、何かそれは組織的なものにすぎないやうな感じがいたすのであります。それから先ほど大學の研究所の費用の問題も、多額に増額されておるとは申しますけれども、実情を伺いますと不満足な点が多々あるやうであります。これは相呼応すべきものだといふふうに

考えるのであります。

次にお伺ひいたしますのは、天皇の榮典大権に基づく文化勳章制度との関係であります。ただいまお伺ひするところでは、この勳章をもらつておる三十何名を、ただちに該當者とするといふふうに聞いたのですが、そつたうですか。

○天野国務大臣 初めに、小林さんの述べられました点は、私も決して現在の研究者を粗略にするといふ意味ではございません。その方も十分努力をいたしたいと思つておられます。こつたういふ文化に功勞のあつた——たいていは老年の方ですが、そつたういふ人々を顕彰するといふことは、従つてまた若い研究者にとつて、國家がどれだけ文化を尊重するかといふ意味において、非常な鼓舞激勵を与えるものだと思ひます。それは、現に研究をしておられる人たちに、小林さんが直接お聞きになれば、よくわかることだと私は思つておられます。けれども、だからといつて、研究者自体をそのままにしておくといふのではなく、私もぜひ努力して、もつとその生活も安定させたい。たびたび申しますことですが、教育者の待遇の別表をつくりたいといふやうなこと、別途においてこれを考えておる次第でございます。また、ただいま申しましたやうに、私設の研究所の補助は、まことにわずかでございまして、しかし私設の研究所の中にも、非常に優秀な研究所があつて、国立の研究所を圧倒するやうな業績を示しているところもありまして。そつたういふところには、重点的に補助をして行くといふやうなくふりはいたしております。しかし、もつとこれでは十分といふわけではございませんから、今後ますます

すこれが増額になるようにいたしたいと考へております。

○小林(信)委員 ただいま文部大臣にお伺ひしたところは、天皇の榮典大権に基づく文化勳章制度と、どういふ関係があるかといふことで、つまり三十何人をすくこの該當者として本年度表彰するといふことは、事実かどうか。

○天野国務大臣 これはもと／＼文化勳章を受領した人を優遇したいといふところから起つて来たのですが、しかし文化勳章をいただいた方をただちにこれにするといふのではなくして、新しい委員会をつくつて、その委員会において選考の上いたすといふことでございます。そつたういふ關係でございます。

○小林(信)委員 だから、實質的には三十四名をやるのかどうか。

○天野国務大臣 そのことはきまつておりません。その委員会でもつて文化勳章受領者はただちにやると考へるか、あるいはその中にある人は残して他の人を加えることがおるかもしれせん。

制度はこの文化勳章受領者を主としますけれども、それに限らないといふ含みを持つておるわけでありまして。

○小林(信)委員 そつたういふ、また質問が長くなりますが、別個のまつたく新しい制度であるといふことが、実は提案理由に述べられておるのであります。先ほど岡田さんのお話を聞いておりますと、政府委員の方からは、さしあつて今年三十四名やることになつて、それは要するに文化勳章の方で表彰された者である。そつたうしてそこには何か密接な關係を持つてこの制度といふものが出ておるものやうに考へられる。しかし提案理由から考へます

と、全然別個のものであるというふうにも考えられる。ただいまの文部大臣のお話を聞いても、それはそれであつても、あくまでもこの法律からすれば、審査会によつて検討するが、実際的には文化勳章をもちつた者はこれに該当する、大体こういう建前になる。この審査会の意味も、かえつて天皇の大権によるこの文化勳章の方に主眼が置かれて、これは附随するやうな形になるやうな感じがするのでありますが、ほんとうに別個なもので行のか、実質的にはそういう関連を持つて行くのか、そこをはつきりもう一度お伺いしたいと思います。

○岡田(憲)政府委員 制度そのものといつたしましては、一応栄典大権に基く勳章制度とは切り離してありまして、別に新しいものとして考えております。それは勳章そのものと直接に結びつけますと、先ほど来お話のありました通り、ただちに憲法の問題が起りますので、そういう点は避けまして、新しいものとするわけでありまして、しかしながら、実際としては、やはり文化に非常に功勞のあつた者といふものは、どうしても文化勳章を授与された者が、実際には選考する際に有力な候補者になつて入つて来るというところは考えられます。しかも必ずしもこれは一致するものではないのでありまして、選考審査会の方で、十分に、いろいろな角度から検討いたしまして、勳章受賞者以外にも、その他の方面から選考することもあり得ると思ひますし、いろいろありますので、必ずしもこれは一致するものではないのであります。そういう意味で、関連は十分にあるわけでございます。予算の点で

は、本年度は何名になるかということもはつきり予想ができませんので、一応のところといたしまして、まず三十四名というふうにいたしてあります。これはその予算の範囲内で選考にあたりまして、その結果何名になるかわかりませんが、しかし一応のところとしては三十四名というものをとりあえず考えておるわけでございます。

○小林(信)委員 何となく実質的にはそれに関連を持つのだが、表面的には、あくまでも独立的なものであるというふうにかがえるのですが、そこら辺は、今後の問題になると思ひます。

さらにもう一つだけお伺いをいたします。この審査会の問題であります。この審査会の委員の選考にあたりましては、文化に關して高い識見を有する者のうちから文部大臣が任命するといふやうに出ておりますが、当局がこゝういふ考えで人選をしても、この審査会に一つの心配があると思ふのです。そういう心配に對して、文部省としては、そういう傾向になつてはならないといふやうな見解を持つておられるかどうか。

○天野國務大臣 これは先ほどもお答えしたことでございますが、この審査会は非常に重要なもので、これがどうできるかということが、この問題を決するほどの重要な問題です。でありますから、私は文化諸団体の関係者とか、そういう人たちのいろいろ意見を開き、また文部省にも、従来文化勳章受賞者選定委員会をつつた経験もありまして、そういうものを参考に、ひとり学者とか芸術家だけでなく、広く社会の良識を集めてこれをい

たそうという考えでございます。

○小林(信)委員 文部大臣が天野文部大臣であられる間は、私は心配はないと思ひますが、しかしこゝういふものは、とかくそれが本来の目的を達成するのでなくて、いろいろなことに利用されるやうなこともある時代があると思ひます。大臣もこの委員の選考が一番重大な問題だとおしやられるのですが、そういう意味からすれば、ただ單に文部大臣の任命でなくて、国会の承認を受けるというやうな高い權威のあるものにして行くことが、私はいいよこの法律の目的を達するのじやないかと思ふのですが、そういう点については御考慮されなかつたのかどうか。

○天野國務大臣 こゝういふ委員会は、従来は文部大臣だけできめておつたのですが、しかし、なお念のために、今度は文部大臣が選考した上で、これを閣議に付してきめるといふことにいたしました。それによりまして、私はそれでよいのではないかと考えております。

○小林(信)委員 閣議は、文部大臣個人よりも大勢であるし、またさうでなければならぬりつばなものでしょうが、さらに私たちの憂慮するところは、一党にこれが利用されるやうなことも心配するために、国会の承認というやうな、もつと大きな權威を持たせたらどうか、こゝう私は考えるのであります。が、そこまでは行く必要はないわけですか。

○天野國務大臣 將來さういふことも研究したいと思ひますが、さしあつては、そこまでは考えておりません。

○松本(七)委員 大臣は提案理由の説

明の中で、一時金的な性質を有する日本学士院の恩賜賞と、それから学士院賞、こゝういふ金品交付の制度について言及されておりますが、恩賜賞と学士院賞の額は、どのくらいになつていくかといふことと、それからこゝういふ制度は、もし今年度年金法ができませんと、それに將來包含される意図がありやいなや、あくまでも別個にやられるとすれば、この年金法ができたあかつきには、恩賜賞あるいは学士院賞というものも、やはり額を上げて行く御意思があるかどうか、この点をお伺いいたします。

○岡田(憲)政府委員 日本学士院賞、同じく日本学士院恩賜賞というのがございます。これはいづれも一人五万円でございます。それから日本芸術院賞といふのがございます。これらの賞金とこの年金とは、別なものとして考えております。年金の方はきわめて厳選いたしました。年金関係、かりに一人の人が両方ダブりましてさしつかえない、かやうな見解を持つておる次第であります。なお額の点は、ただいまさしあつては考えておりませんが、さういふ問題もあるいは関連いたしておりましたならば、十分考究いたしたいと思ひます。

○岡田(憲)委員 本法案につきまして、諸般の事情により、この程度で質疑を終局し、討論を省略して、ただちに採決せられんことを望みます。

○長野委員長 岡田君の動議に御異議ありませんか。

○長野委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○長野委員長 それでは質疑はこれで終ります。

討論を省略して採決いたします。本法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○長野委員長 起立議員。よつて本法案は原案の通り可決いたしました。

○長野委員長 これより産業教育法案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○長野委員長 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

〔委員長退席、佐藤(重)委員長代理席〕

○佐藤(重)委員長代理 これより産業教育法案(長野長廣君外十七名提出、衆法第四〇号)を議題といたします。これより提案者から提案理由の説明を聴取いたします。長野委員。

産業教育法案
産業教育法
目次
第一章 總則(第一條―第六條)
第二章 産業教育審議會
第一節 中央産業教育審議會(第七條―第十二條)
第二節 地方産業教育審議會(第十三條―第十七條)
第三章 財政的援助
第一節 公立學校第十八條―第二十一條
第二節 私立學校第二十二條
附則
第一章 總則
(目的)
第一條 この法律は、産業教育がわが国の産業經濟の發展及び國民生活の向上の基礎であることにかんがみ、産業教育を通じて、勤勞に

対する正しい信念を確立し、産業技術を習得せしめるとともに工夫創造の能力を養い、もつてよりよき郷土の建設と経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「産業教育」とは、中学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。)、高等学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)、又は大学が、生徒、学生又は青少年その他の一般公衆に対して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもつて行つた教育職業教育として行つた家庭教育を含む。をいう。

(国の任務)

第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて産業教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

- 一 産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- 二 産業教育に関する教育の内容及び方法の改善のため必要な援助を与えること。
- 三 産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。
- 四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。

ること。

五 産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。

(実験実習より生ずる収益)

第四条 国又はこの法律の規定により国の財政的援助を受ける地方公共団体は、その設置する学校が行う産業教育に関する実験実習によつて収益が生じたときは、これを当該学校の実験実習に必要な経費又は生徒若しくは学生の厚生に必要な経費に増額して充てるように努めなければならない。

(教員の資格等)

第五条 産業教育に従事する教員の資格、待遇及び定員については、産業教育の特殊性に基き、特別の考慮が払われなければならない。

(教科用図書)

第六条 産業教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に関しては、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

第二章 産業教育審議会

第一節 中央産業教育審議会

第七条 文部省に、中央産業教育審議会(以下「中央審議会」という。)を置く。

(組織)

第八条 中央審議会は、十人以上二十人以内の委員で組織する。

2 委員は、産業、経済、教育、勤労等の各界における学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、文部大臣が任命する。(権限)

第九条 中央審議会は、第三条各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、文部大臣の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議する。

(専門委員)

第十条 中央審議会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、産業教育に関し学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、中央審議会の推薦に基いて文部大臣が任命する。

(委員及び専門委員の費用弁償等)

第十一条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

2 委員及び専門委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

(政令への委任)

第十二条 中央審議会に關し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、政令で定める。

第二節 地方産業教育審議会

第十三条 この法律の規定により国の財政的援助を受ける都道府県に、地方産業教育審議会(以下「地方審議会」という。)を置くものとする。

2 前項の都道府県以外の都道府県又は市町村(市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。)に、地方

審議会を置くことができる。

(組織)

第十四条 地方審議会は、都道府県にあつては十人以上二十人以上、市町村にあつては五人以上十五人以上に於いて条項で定める員数の委員で組織する。

2 前項の条項に關する議案の作成及び提出については、教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)第六十一条に規定する事件の例による。

3 第一項の委員は、第八条第二項の例に準じて、それぞれ、都道府県又は市町村の教育委員会が任命する。

4 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならない。

(権限)

第十五条 地方審議会は、それぞれ、当該都道府県又は市町村の区域内で行われる産業教育に關し、第三条各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会若しくは知事の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に關して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

2 地方審議会は、前項に規定する権限を行使するに當つては、国で定める産業教育に関する総合計画に準拠するとともに、当該都道府県又は市町村の実情に即するよう努めなければならない。

(委員の費用弁償等)

第十六条 委員は、非常勤とする。

2 委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 前項の費用は、それぞれ、都道府県又は市町村の負担とする。

4 費用弁償の額及びその支給方法は、条項で定めなければならない。

(教育委員会規則への委任)

第十七条 地方審議会に關し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、それぞれ、当該都道府県又は市町村の教育委員会規則で定める。

第三章 財政的援助

第一節 公立学校

(補助)

第十八条 国は、公立学校の設置者が左の各号に掲げる施設又は設備で中央審議会の議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費について当該設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする。

一 高等学校における産業教育のための実験実習の施設又は設備
二 中学校又は高等学校が産業教育のため共同して使用する実験実習の施設又は設備
三 中学校における産業教育のた

に比して約半ば程度に低下いたしております。その原因のおもなものは、施設、設備の不十分、技師の不足、職業教育に関する教科書発行の困難、実業

教育は、何と申しましても教師にその人を得ることにあります。かつ職業教育は実地練習にまたなければならぬのであります。

以上の趣旨にかんがみまして、本法案を立案いたしました。そのねらいといたします重要な点は、国と設立者との協力にいたしまして、公、私立を問わず、大学以下中学校までの学校教育を通じて、産業教育に要する施設、設備を充実し、実業教員の養成をはかり、教科用図書発行の円滑を期し、その他この教育をはばむあらゆる物的、人的原因を取除くことに努力いたしました。これら青少年ないし一般公衆に、産業教育の充実に上るはからうとするものであります。これが具体的方法、計画等を適切ならしめるため、中央と地方とに産業教育審議会を設けまして、昭和二十年度から実施に移そうとするものであり、これに要する経費は、国が予算の範囲内において補助することといたしております。従つて、設立者に何ら義務づけるものではないことを附言いたします。

かくして、青少年をして、単に教養のある人格者たるにとどめさせないで、積極的に技術の向上を試み、これが改善の能力と勤労意欲の旺盛な、働くことによつて、みずからの住むよりよき郷土の建設から、ひいては国家の経済再建に敢闘する、真になすあらんとする青少年を養成しようとするものであります。

さらに、この法案の内容につきましては、専門員から御説明申し上げることにいたしますが、何とぞ以上の趣旨に添えられまして、皆様の十分な御審議を願いますとともに、これが成立の

一日も早くなりますよう、あわせてお願い申し上げます。委員長の御意見を申し上げます。特にお願ひいたしたいことは、この法案は、実質的には、成立までに小委員会と関係方面との交渉関係等につきまして、種々御報告を申し上げ、今日に至つたものであります。この点御了承の上、御質疑等につきましては、できるだけ簡明に、法案を中心にお願ひいたす次第であります。なお御質疑の方は、お名前と大体の所要時間を、委員長席まで御報告をお願いしたいと思います。

これより質疑に入ります。質疑は通告順にこれを許します。なお時間の制限は別にございませんが、できるだけ各委員均等な時間で、一刻も早く質疑が終了いたしますように、特別お願いいたします。

○小林(信)委員 議事進行について——今法案を受け取つたばかりで、すぐ質疑に入るのは、時間的にも、もう午後に入つてゐるわけですから、晝飯を食へるくらい余裕はただけだと思ふのでございしますが、どうですか。それともすぐこれから継続いたしますか。

○佐藤(重)委員長代理 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○佐藤(重)委員長代理 速記を始めます。

それでは午後一時半に開会することとし、それまで休憩いたします。

午後零時四十二分休憩

午後一時四十七分開議

○佐藤(重)委員長代理 休憩前に引続

き会議を続行いたします。

これより質疑に入ります。質疑は通告順によつてこれを許します。松本委員。

○松本(七)委員 産業教育法案が提出になりました。審議に入るわけでございますが、幸ひこの法律が制定せられましても、相当膨大な予算を必要とするものであります。かつ、いかにりつぱな法律ができてしましても、これを執行する側で深い理解と熱意がなければ、これは空文に終るおそれもあるわけでございますので、私はこの機会に、産業教育に関する現大臣の御意見なり、決意を、少し伺つておきたいと思ふのであります。なるべく簡単に、要点だけを質問申し上げます。

第一は、産業教育といふものと普通科の教育といふものが、これまで一応分離して考えられて、制度の上でも、そういうふうになつてゐるわけでありまうが、この産業教育一般に関する大臣の考え方、特に普通科教育との関係、及び新しい教育制度である六・三制との関係等について、大臣の御見解をお聞きしてみたいと思ひます。

○天野国務大臣 もとはそういう普通教育といふことと職業教育といふことと、分離して考へてゐたのですが、しかし六・三制は、それを一緒に考へようという考へであります。そのために、職業教育という部門について、現在の施設では足りない面を生じて来た。そういう意味で、六・三制自体は、決して職業教育を軽んずるのではないけれども、その実行の仕方において、そこに欠陥を生じて来た。その欠陥を補うという意味で、この考へはも

つともだとは思つております。予算上には、確かにおつしやるような点がございしますが、そういうことが起らないように、十分な配慮をしたいという考へでございます。

○松本(七)委員 それから、私も考へますのに、この産業教育法を成果あらしめるためには、やはり国が相当の力を持つて行かなくてはならぬし、財政的にも力を持たなければならぬし、また行政上も力を持つて行かなければならぬと思ふのであります。終戦後の新しい地方自治の確立という根本策からいたしまして、それを徹底し得ない面が、われわれ立案する場合にも考慮されたわけでございします。私もこの産業教育を振興する趣旨から申しますならば、やはり法律でもつて、ある程度は地方公共団体を義務づけるような規定も、必要ではなからうかと思ふのであります。また国が財政的援助をする場合でも、やはり全国に一律的に援助をするというところが、むしろ積極的になされてしかるべきではなからうかと思ふのであります。この地方自治の建前をあくまでも尊重して行くとなると、なるべく財政的に一律に地方に援助するといふようなことを避けようといふことが第一考へられまう。また法律でもつて、そういう地方自治団体の義務づけをするとは、あくまでも拒否しようという意見も、有力に出て参るわけでありまう。これは占領政策にも、私はそういう点が出て来ておると思ひますが、アメリカにおける一州よりもまだ小さい日本国において、そこまで地方の自治というものを徹底しなければならぬかどうか。私はこの教育制度において

も、そういう矛盾した点が今後出て来るのではなからうかと思ふのであります。むしろこの産業教育を徹底して行くためには、その調整が今後問題になるのではなからうかと考へるのであります。實際地方に財政的な力その他の力がないにかかわらず、形式的に、あまり地方の自治というものを重んじ過ぎると、国の弱体化を来すのではなからうか、ここに私は今後の教育制度においても、考慮すべき点が出て来ると思ふのであります。この点の大臣の予想なり御見解をお伺ひしたい。

○天野国務大臣 今の点は、私は教育に関する限り、非常に適切なお考えだと思つております。ですから私も、義務教育については、標準義務教育費といふものを確保したい、地方に向つて、いわば平衡交付金の中に、教育費だけはひもをつけたいといふことを考へ、それが日本の現状において必要だと思つておられますが、それさえも実現することができないという現状にあるわけでございします。そこに一つの重大な問題があるといふことは、松本さんと同じ考へでございます。

○松本(七)委員 それに関連して、この産業教育法が成立した場合に、予算の裏づけ、予算の獲得について、どのような御決意があるか。それと同時に、これをやるために、六・三制の方の予算が食われるのではないかと、そのような心配もされておられますが、その関係についての御見解を承りたい。

○天野国務大臣 六・三制がこのために食われるということが起ることは、決してないといふに、ぜひ配慮をしたいと考へております。そういう点については、なお政府委員に補足させたいと

思いすが、いかがでございますしう
か。

○相長政府委員 私から補足せよとい
うことでございますが、私も大臣と同
じように、この法律に基く経費が、
六・三制をそこなうことは断じてない
ように、またないことと信じておりま
すし、ないように文部省としてできる
だけの努力をしたいと思つておりま
す。

○佐藤(重)委員長代理 速記をちよつ
とやめてください。

〔速記中止〕

〔佐藤(重)委員長代理退席、若林
委員長代理着席〕

○若林委員長代理 速記を始めて――
都合によりまして私が委員長の席を汚
します。

産業教育法案に關しまして、この立
案に當られた小委員長を中心として質
疑を許します。なおそれに關通して大
臣に質問がある場合は、含めてなさつ
てさしつかえがございませぬ。

○小林(信)委員 大臣にお伺いたし
ます。この法律をつくること、問題
は違ふかもしれませんが、しかしこの
法律に關してのこととありますから、
この際お伺いしたいと思つたのです。実
はこの産業教育法案を小委員会で審議
してあるところ、新聞等にも出ました
し。私たちも直接聞いたのですが、この
法律に關係のある学校で、法律をつく
るための運動であるか何か知りません
が、生徒から三十円ずつ金を集めた、
こういうことが新聞にも出たし、それ
がどういふことに使われたということ
まで出たのです。大臣はごらんになつ
たかどうか知りませんが、最近子供に
教科書を国家で買つてくれるというふ

うなことまで考えておるときですか
ら、三十円であつても、これは非常に
重大だと思つたのです。学校の生徒ある
いは父兄等に言わせれば、法律を三十
円で買つたのだ、こんなことまで言われ
るようなことがあつたのですが、大臣
はお聞きになつたかどうかお伺いた
します。

○天野國務大臣 私はその新聞を読み
ませんでした。ただこの国会でどなた
かおつしやつたように思つたのですが
――政府委員から答弁いたさせます。

○小林(信)委員 今までは小委員会
で、別に速記等がなかつたために、公
式な場所であつたためにお聞きするの
ですが、もしそういうことが行われると
したならば、大臣としては、どうい
うに御処置なさいますか。

○天野國務大臣 私は実情を少しも知
らないので、知らないことに對して意
見を述べるといふこともできかねます
から、政府委員にその実情を述べさせ
るといふことはいかがですか。

○辻田政府委員 ただいまの御質疑に
對しまして、私たちの方で調べること
ができまして、私たちが度におきまして、御報
告申し上げたいと思つたのです。

職業教育法制定に伴う全国職業高等
学校長協会並びに全国職業高等学校
PTA連合会による募金のことにつきま
して、調査をいたしました結果につい
て御報告いたします。

このことにつきましては、昭和二十
五年五月、全国の農業、工業、商業の
各高等学校長協会の大会が、神戸及び
奈良で開かれまして、その際職業教育
の振興に關する件を決議をみたのでご
ざいます。そこを端を發しまして、
衆、参兩院へ職業教育法の制定に關す

る請願をいたしました。参議院ともに採
択せられたものであります。その後、
昭和二十五年十二月五日、全国の農
業、工業、商業、水産の各高等学校長
協会並びにPTAが連合して、ここに
職業教育法制定推進委員会が結成され
まして、その活動が開始されたのであ
ります。

この推進委員会の組織のうちに企画
委員会があり、ここでこの法案制定の
ための啓蒙運動費用が協議されました
とき、平素の会費の集まりがよいより
見て、一応の可能範囲を五百校と予想
いたしました。一校一万円で、合計五
百万円を目標として集めるといふ原案
をもつて、PTA連合会と相談したと
ころが、この一校当り一万円という基
準は、公平に似て公平でなく、結局こ
れは父兄が負担するのだから、生徒数
を基準として定めることが公平である
というPTA側の意見によりまして、
その一万円の額と生徒一校当り四百人
という計算の上で、一人当り三十四円
均といふことになり、これを十二月二
十日の関東地区職業高等学校長協会並
びにPTA連合大会に諮りましたところ
が、全日制の生徒一人当り三十円、
定時制十五円が望ましいといふことに
なりました。この関東地区PTA連合
会の結果を全国に流しましたところ、
各地区においても自主的にこれに同調
することになりました。もちろんこの
基準は、PTAの寄付金募集の基準を
示したもので、実際の寄付は父兄、外
郭団体、地元実業界から仰ぐ趣旨であ
ります。一部の学校において、生徒の
手を通じて募金したことが、誤解
を生ぜしめてゐるようであり、
が、趣旨は、どこまでもPTAの任意

に於ておつたやうであります。實際に
おいては、中国地区では一人当り十円
ずつとか、大阪地区では実業界よりの
寄付を仰ぐとか、全然集めていない果
とか、いろいろ各地方ごとの自主性に
よつてやつておるのであります。昭和
二十六年三月十七日現在の募金総額は
三百八十六万二千八百八十四円、昨年五
月よりの支出額は百五十二万六千四百
七十五円であります。その支出内訳
は、東京大会費の約二十六万円、旅費
交通費の約二十八万円、印刷費の約二
十四万円、その他会議費、通信連絡費
等がおもなものとつております。な
お集まりました金額に余裕があれば、
これをもつて職業教育振興についての
意義ある事業を行いたいとの意向であ
ります。

以上、概略ではあります。文部省
において調査をいたしました結果を御
報告いたします。

○小林(信)委員 私のお伺ひしたの
は、それを調査されて、ただいまの様
子では、さしつかえないといふような
ことだろうと思つたのですが、それに対
して、文部省としてはどうするか、さ
しつかえないと断ずるのか、それとも
さしつかえないといふのか、注
意すべきところがあるといふのか、そ
ういふ点を尋ねましたのでありま
す。従つてこれは文部大臣からお伺
したいと思つたのです。

○天野國務大臣 私はこの間、文部委
員会だと思つたが、そういう話が出
ましたから、よく調べるようにとい
ふことを言つておつたのであります。が、
今まではかのことになされて聞いてい
ない、今聞いたところであり、
これはPTAが自発的に自分で先だつ

てやつておることとありますから、こ
れを私がここで一概にいいとか、悪い
とかいふように簡単に言えないのでは
ないかと思つたのであります。

○小林(信)委員 いいとか、悪いと
か、簡単に言えないといふことは、大
臣の逃げ口上だと思つたのであります。
はつきりさういふことをやつたとい
ふことがわかつておるし、政府もそれ
は調査されておるのでありますから、
そこは何か大臣として言明されるもの
をお伺ひしたいのであります。実は私
たちこつやつて文教の問題を取扱つて
おるそのことは、すでに一つは教育で
あつて、最近の政治といふものは、何
かがわしいことがあるのが今日の
政治だといふふうな疑惑を持たれてお
るような形で、子供はそういう政治教
育を受けておるわけであり、そう
いうときに、かりにもこういう法律を
つくるために金が集められたといふこ
とは、非常に子供にとつては、教育上
いけない問題だと思つた。やはりこ
れが処置されるならば、それはやはり
子供の、あるいは教育全体の問題とし
て疑惑のないように処置される方がよ
いし、何らかこつて文部省としても、
そういう問題を聞いた場合には、適切
な措置がなければいけないのではない
かと思つたのであります。この法案を審
議してある途中におきまして、幾度か
私はこの問題をほかの委員とも話し合
ひをしまして、さういふおもしろくない
ことを聞きながら、この法律をつくら
て行くことを不愉快に思つた。従つて
この法律がすつきりした、りつぱな法
律であるといふことを知らせるために
も、議員諸君のお力を借りてこれを

つきりして行きたい、こういうことを
私お願いしたことがたくさんあるの
あります。しかしまだ正式にこの法案
が取上げられなかつたために、正式な
お話し合いがでなかつたのですが、ま
ず初めに大臣のお考えをお聞きして、
そしてこの問題を何とか——まだく
その疑念は、文部省が調査されたよう
なことと終つておらないのですから、
善処していただかなければならぬと思
うものであります。最近政治の面にい
かがわしい問題がある点から考えまし
ても、教育に関して不正があれば、文部
大臣より、この際これに対する確固た
る信念を披瀝していただきたい、こう
お願いするものであります。

○天野国務大臣 私は原理的に申せ
ば、小林さんの言われる通りだと思
うのです。こういうことのない方が、な
お望ましいと思ひます。けれども、P T
Aが自発的に集めていたということ、
そういう点から、政府が一々これに干
渉するといふ筋でもないだろう。かつ、
この問題の要点は、その集められた金
がいかに使われたかということが、重
点ではないかと思うのです。でありま
すから、どういふように使われたかと
いうことまで、十分自分たちは調査し
ておるわけでもなく、文部省が立ち入
つて、そういうことまで調べ上げるこ
という筋であらうか。そういう点につ
いては、まだよく考えたいと思ひます
から、そういう使途などが明らかでない
と、今ただちにここで断定的なことを
私は申し上げることができないことを
了承していただきたいと思ひます。

○若林委員長代理 速記を始めてくだ
さい。
○小林(信)委員 ただいまお聞きのと
ころだと思ひますが、そういうように
金を集めて、一つの法律をどうもつ
くつてもらわなければならぬというよ
うなことを、大臣としてどういふよう
にお考えになれるか、その点をお伺
いたします。

○天野国務大臣 文部省としては、一
方においては六・三制というものを今
充実しようと考えておるわけです。で
すから、こういう点も、六・三制にち
つとも矛盾することではないので、
六・三制の補足的な意味を持つてい
るのですから、こういうものもやらな
ければならぬのですが、その中で文部
省としてはまだ手がまわらないので
す。今小林さんは、のほほんという言
葉をお使いになりましたが、私もこれ
でもできるだけやつて、六・三制
は充実しようと思つておるのですが、
そこまで手が及ばないということをお
し上げておきます。

○佐藤(重)委員 本案の小委員会にか
かりましたとき、たま／＼小林委員で
ありましたか、その他のどなたから
か、募金の問題が話に出たのであり
ます。そのときに、私小委員長といた
しまして議事を整理したのであります
が、いろいろ意見が出ました。けれ
ども、圧倒的な意見は、本案は議員提
出の案でありますとともに、すでに二
年ほど前から私どもの党が取上げ
て、宗教教育を振興すべしというこ
を盛んに言つておつた、それがだんだ
ん進展いたしました、それが議員提出
の案となつて出たのであります。決
して今度の募金の運動の結果出たので
はないというように、その当時
すでにお互いに自由な話をして、明ら
かになつたのであります。それから、
もしかりに運動のために募金があつた
といたしまして、それは当委員会の
何ら関知するところではない。当委員
会は、独自の見識に立つて、国家の大
め必要であるならば、また教育上必要
であるならば、これはどこまでも審議
を進むべし。もしこれにからんで何か
不正が行われたとか何とかいうこと
であれば、それはその方面の人たちが
責任を負うだろうし、また国会にも行
政監察特別委員会などもできておりま
すから、それ／＼の方法はある。だか
ら、その問題は切り離さうではない
か。本委員会は、どこまでも独自の見
地、議院のために、国家文教のため
に本案を最も真摯な態度をもつてや
つて行こうではないかということに、意
見が大体圧倒的であつたということ
は、小林委員も御承知だと思ひます。
あります。当時私も小委員長として責任
のある立場において見聞しておりまし
た経過は、まさに以上申し上げた通り
でございます。その点一応御了承を願
ひたいのであります。

○岡(延)委員 私は提案者の一人とし
て小林さんに、先ほど六・三制の問
題、あるいは予算の問題の話がちよつ
と出ましたから、その点われ／＼の考
え方をひとつ申し上げてみたい。実は
二十七年から、今の法律で行きます
と、六・三制の予算が非常に減るよう
になつておる。そこでわれ／＼は、教
育の分野にできるだけ金を確保した
い。そこで二十七年に六・三制の予
算が減るのだから、そのかわりとい
うわけでもないが、そういうふうな含
みを持つて、ここに橋頭堡をつくつて
おきたい。それで二十七年からどう
してもこれをやりたいというのが、わ
れわれの真意である。それで、またこ
こ一両日中にこれを通過成立せしめた
いというゆゑは、二十七年からや
るには、相当の調査費も要する。そこ
で予算措置を要するから、できる限り
一時間でも早くこれを通過せしめた
い、こういうような気持であります
て、六・三制との関連及び予算を文教
の分野に少しでも多く確保したいとい
うのが、この法案を提出したゆゑんで
あります。そういう点をひとつ御了承
願ひたいのであります。

○小林(信)委員 大体了承いたしまし
た。ただいまの岡さんの御意見です
が、これは私たちがよく承知してお
りますので、決してこの法律を通すの
に、協力しないというふうな考えは毛頭あ
りません。ただいま小委員長のお話を
承つたのですが、そういう見解はあり
ました。しかし私は、その問題は法律
としては別個に考えて行かなければな
らぬといふことは考えました。だから
別個に取扱ふことはあながち席を新た
にして取扱ふといふことではないので
す。その際にも小委員長は、この問題
は私どもも何とかしなければならぬと
いうことを考えておるということ、
確かに私どものときにお伺ひしたはずで
す。全然考えないといふことでもな
く、委員長としても、そのときにこの
問題は考えようじやないかということ
は言われたと私は思ひます。そうして
何らか御処置があると思つて実は待つ

ておつたのですが、その後何ら委員長
からお話になつたので、私は実は遺
憾に思つておつたのです。委員長のお
話も、先ほどのお話し私はそういうふ
うに了承いたします。

○天野国務大臣 それは法律のことにか
かわりますから、政府委員からお答
えする方がよいと思ひますが、まず私
がお答えをいたします。私はやはり教
育の根本は、教育基本法だとか、学校
教育法だとかいふものだと思つてお
ります。だからして、これは並ぶとい
うような性質のものだと考えており
ます。六・三制も、六・三制自体が何
も不完全じやないのですけれども、そ
れを実施している現在の状態には、こ

○天野国務大臣 それは法律のことにか
かわりますから、政府委員からお答
えする方がよいと思ひますが、まず私
がお答えをいたします。私はやはり教
育の根本は、教育基本法だとか、学校
教育法だとかいふものだと思つてお
ります。だからして、これは並ぶとい
うような性質のものだと考えており
ます。六・三制も、六・三制自体が何
も不完全じやないのですけれども、そ
れを実施している現在の状態には、こ

○天野国務大臣 それは法律のことにか
かわりますから、政府委員からお答
えする方がよいと思ひますが、まず私
がお答えをいたします。私はやはり教
育の根本は、教育基本法だとか、学校
教育法だとかいふものだと思つてお
ります。だからして、これは並ぶとい
うような性質のものだと考えており
ます。六・三制も、六・三制自体が何
も不完全じやないのですけれども、そ
れを実施している現在の状態には、こ

○天野国務大臣 それは法律のことにか
かわりますから、政府委員からお答
えする方がよいと思ひますが、まず私
がお答えをいたします。私はやはり教
育の根本は、教育基本法だとか、学校
教育法だとかいふものだと思つてお
ります。だからして、これは並ぶとい
うような性質のものだと考えており
ます。六・三制も、六・三制自体が何
も不完全じやないのですけれども、そ
れを実施している現在の状態には、こ

○天野国務大臣 それは法律のことにか
かわりますから、政府委員からお答
えする方がよいと思ひますが、まず私
がお答えをいたします。私はやはり教
育の根本は、教育基本法だとか、学校
教育法だとかいふものだと思つてお
ります。だからして、これは並ぶとい
うような性質のものだと考えており
ます。六・三制も、六・三制自体が何
も不完全じやないのですけれども、そ
れを実施している現在の状態には、こ

○天野国務大臣 それは法律のことにか
かわりますから、政府委員からお答
えする方がよいと思ひますが、まず私
がお答えをいたします。私はやはり教
育の根本は、教育基本法だとか、学校
教育法だとかいふものだと思つてお
ります。だからして、これは並ぶとい
うような性質のものだと考えており
ます。六・三制も、六・三制自体が何
も不完全じやないのですけれども、そ
れを実施している現在の状態には、こ

○天野国務大臣 それは法律のことにか
かわりますから、政府委員からお答
えする方がよいと思ひますが、まず私
がお答えをいたします。私はやはり教
育の根本は、教育基本法だとか、学校
教育法だとかいふものだと思つてお
ります。だからして、これは並ぶとい
うような性質のものだと考えており
ます。六・三制も、六・三制自体が何
も不完全じやないのですけれども、そ
れを実施している現在の状態には、こ

いろいろ補足を要するものがあるというように、事實的には考えておるのであります。従つて、法律についても、そういうことが言えるのじやないかと思ひます。私はそう考えておりますが、政府委員にこれを補足させたいと思ひます。

○辻田政府委員 ただいま大臣から、大綱についてお話がございましたから、実はそれにつけ加える必要もないわけですが、憲法を中心として、教育基本法をもとにいたしまして、学校教育の場合には学校教育法、社会教育の場合には社会教育法というこの二大法、それを中心にしてそれ／＼教員の場合、あるいは待遇の場合、あるいは待遇についてというようにだん／＼こまかくなつております。大臣からお話がございましたように、職業教育あるいは産業教育の場合におきましては、特に現在の事情にかんがみまして、この基本の考え方を進めるのでなくて、補足する法規として、この法規は適切なものであるというふうに、われ／＼は考へております。法体系を乱すものであらうと考へておりません。

○小林(信)委員 法体系を乱すものでない、また乱すべきでないというお考えを承つたわけですが、産業教育法という名前からしても、何かそういう印象を受けるし、内容の構造等にいたしましても、ややそれに類するような感を受けるのです。これは文部省としての御意見でけつこうなんです、産業教育法というような名前ではなくて、産業教育振興法とかいうような名前の方がよくないか、こんなふうに私はお尋ねしたいのですが……。

○天野国務大臣 これは小林さん、私どもが提出したのでなくて、議員が提出したので、その返事は議員の方にお尋ねいただきたい。

○小林(信)委員 しかしこれは議員の方から提出されるわけなんです。法律でも提出されるわけなんです。しかしそこに一貫した法体系というものがあつたから、仕事をし行く際に、いろいろ支障があるという御意見はあります。私はそういう意味で御意見を承つた。

○天野国務大臣 それはただいま、これは法体系を乱すものでないという御返事をいたしましたことで盡きておりはしないかと思ひます。

○小林(信)委員 乱すものでない、また乱すべきではないという御意見は承つたのですが、私がつけ加えた言葉は、そういう印象を受けはしないか、そして中を調べてみまして、委員会があるわけなんです、そういう形からしても、何か学校教育法から独立したような形になるおそれがあるから、私はそういう心配は文部省ではしておられぬかと、さうお聞したわけですが、さういふ御見解ならばよろしうござい

ます。それから、先ほど閣委員の方から御質問のあつたことに關連してお聞きいたしますが、閣委員は、六・三制予算といふものが来年度はいらないとか、少くなるとかという状態だ、だから産業教育法というような新しいものに予算を振り向けるために、橋頭堡をつくるというような言葉で表現されたので

すが、六・三予算といふものは、文部省としては来年度も継続してつくる予定であるかどうか、この際お伺ひしたいと思ひます。

○閣(延)委員 關連して来年度といふのは、すなわちあしたから実施する二六年度の予算を言ひ、はつきり二七年度と言つていない。

○小林(信)委員 それは二六年度予算はもうできているから、ぼくは来年度と言つたのです。

○天野国務大臣 六・三制は、まだ私は進めて行かなければならぬと思つております。六・三建案は、現在〇・七坪ぐらいですが、〇・九坪ぐらいやらないとだめです。しかし教育予算全体をもつとふやしたい、さういふやうな範圍においてさういふ点を考へて行くといふように、今思つております。

○小林(信)委員 もう少しはつきりお伺ひしたいのですが、六・三予算といふものを来年度、昭和二十七年でもし出すとすれば、相当な予算がかかると思ひます。それは六・三予算が来年度は少くなるから、これにまわすといふような与党の方のお考えのようですが、六・三予算といふものは、昭和二十七年でも相当に持つてもらなければならぬと私は思つてゐるのですが、大臣は相当持たなければならぬと考へておられるのかどうか、伺ひたい。

○閣(延)委員 僕は、二十七年から六・三制予算を減らさうというような考えを持つてゐるというふうに、小林さんは言われたけれども、私の言つたのは、さういふ意味ではない。文部省が一審計画してゐる現在の段階からい

うと、二十七年は相当減るようになつてゐるやうに仄聞する。そこで一應減るやうになつておつても、われ／＼与党としては、御承知の通り文教予算をできる限り二十七年にもさらに多く要求し、獲得したい、さういふ覚悟を持つておる。

○天野国務大臣 〇・七坪といふことにとどめれば、確かに減るわけではございません。しかし私どもは、できるならば〇・九坪といふやうに進めたいと思つておりますけれども、文教の予算は今より金額ではなくして、将来もつと増大しようといふ考へを持つておりますから、總体的に論ずれば、減るといふことも言えるかと思ひます。

○小林(信)委員 法律のことを大臣にお聞きしても……。(それは議員に聞くべきだ)とつぶやきながら……。

○若林委員長代理 私語を禁じます。

○小林(信)委員 教育委員会が、一つの審議會をこしらへる場合に、教育委員会が知事と協議してその審議會の委員をきめるというやうなことをして行つても、教育委員会の存在は問題にならないか。

○辻田政府委員 この場合に、教育委員会が知事の方に協議するといふ意味は、私たちは、知事の方で私立学校を主管してゐるのですから、従つて、この法案は産業教育全般に關することでありますから、私立学校にも關連するといふ意味において知事に協議するといふふうに了解しておるわけです。従つてその意味においては、別にさしつかえないといふふうに考へております。

○笹森委員 この法案が議員提出であります意味で、大臣にお尋ね申し上げることは、そのことを了解してお尋ね

ねでありますから、あらかじめお含みを願ひます。

この法律を出すにあたりまして、法のねらいとしておりますのは、産業教育を奨励振興して行くさういふこととでありまして、日本の教育の本旨が、時代によつてゐる／＼とかわつた方向をたどりながら、今日に來ておるやうであります。さうして私どもが過去数千年、特に二十年の方、學問といふものの生活化、実用化、職業化といふことに非常に重きを置いて参りまして、過去二十年の方の中学校——今日かわりました中学あるいは高等学校と、大體年を同じやうする生徒を養つておりました当時の高等普通教育におきまして、やはりただいま申し上げましたやうな、ここに出ておる産業教育の奨励といふやうなことが、ずいぶん考へられて参つたことは、御承知の通りであります。そこで、なお、しかし、日本の教育の傾向がこの學問の実際化、社会化といふことに向つて十分なのではなからうか、これを補おうとするこの法律を私ども見る場合に、やはり根本的教育行政の本旨からいって、ただいま申しましたやうな學問の實際化、社会化あるいは生活化といふことに向つて、大臣は今後どういふ御方針をとつておいでなさるおつもりであるか、この法を考へるについて一応お考えを承つておきたいと思ひます。

○天野国務大臣 私は學問の生活化といふよりも、あるいは實際化といふよりも、さういふことは非常に重要だと思ひます。しかし同時に、實際の職業を営む人にも、もつと根本的な人間としての教養を与えるということも、また非常に重要な点だと思ひます。従来の

日本の教育は、一方においては、全然大学の予備校のような制度を持つと同時に、他方には、全然人間を一つの手段にするような、そういう意味での職業化ということがあつたと思うのである。その両方の行き過ぎをためて、一方においては、十分人間として本来養うべきものを養つて行くと同時に、その人たちのそれ／＼の天分とか、その地方の状況とかいろいろによつて、同じ高等学校でも、非常な種々の姿を持つた高等学校があつていいと思うのであります。六・三制は、その点について趣旨はよいけれども、そちらを少し軽くし過ぎたというようないいがある。そこをこらうというものによつて、補正することによつて、初めてほんとうに教育がよく行われるということになるのではないかと考えております。

○笹森委員 六・三制の完成完備、それと、この産業教育振興のための国費を支弁する方面との比重のことを考えたい。これは、実は今のお尋ねをしたわけでありました。ただいま大臣の申されましたように、私も教育の本旨は、やはり人間性を養うということ、教養面に力を入れるということ、あるいはさらに上級学校に進む者の準備をするという一面は、やはり小学校、中学校、特に義務教育においては十分なければならぬ。これは、現在の日本の状況では、義務教育を終えたばかりで、上の学校に行くことのできない、ただちに生活の世界に飛び込まなければならぬ者が、非常に大きな数に上つておられる。これに對しまして、今までの教育の仕方が不十分であつた。ゆえにただいまお話のごとく、その方面に力を入れるというこの法律の考え方がよろしい。

い。こういうことは、根本の理論として、私ももう考へておるから、お尋ねしまして、同意の御意見があつたと思うのであります。

ところで、お尋ねいたしたいのは、その後日本の学制のいろいろな進展に伴ひまして、前には産業の名称をつきりと示しまして、工業学校、商業学校、水産学校等の名前においてのみ産業教育が行われておつたような印象を与えておつたが、それではなしに、普通一般の中学校の中に、そういう実業科を設けるといふうちに改正したので、二十年この方の考え方よりであります。そこで今日そういうふうに、いかに、職業教育の名称を冠して、その方面に高等学校以上を重点的にやるのがよろしいのか、普通の中学校の中に、そういうような科目を入れて行く方がよろしいのか。これは将来助成法が適用される面においても、非常に大きな問題になると考えます。従いまして、二十年この方考えられた普通一般の中学校、すなわち今日の高等学校に位置するようなのに対して、これも、産業教育を授けるがゆえに、そこに予算の範囲内において助成するという方法をとるのが至当であるか、そういうものは別に今名称をはつきりと示した工業学校、商業学校、水産学校、農業学校等だけに重点的にやればよろしいのか。これは将来の実施の面において大きな影響を持ちます問題であります。今の教育一般の産業化、実業化といふものを、どういふ場合に、厳然と区別した方がいいのか、一般の中に、そういうものをいれるのか、いのか、その辺についての文教の大体の行き方を伺いたいと思ひます。

○天野國務大臣 私は、その場合に一番重要なことは、名前を農業学校とか工業学校とかするよりも、そういう学校の生徒が、たとえば中学校を出た場合に、行けるならば上の学校に行ける、それからまた高等学校を出て、そういう名前をついた学校でも、行けるならば上の学校に行く。要するにその子供を若いときに一つの袋小路に入れてしまふまい、こういう点に、新教育の重点があると思ふのです。だから、そういう点さえ保障されるならば、名前は私は工業学校とか農業学校とか言つてもよいと思ふ。しかし自分としては、やはり教育の根本はどこまでも人をつくるということにあつて、職業を授けるといふのも、人をつくるということなんですから、できるならば私は工業中学校、工業高等学校というようにして、ほかの学校とは別な中学ではなくて、中学の中にさまざまのヴァリエイティがある、種々相とあります。か、高等学校の中にも種々相があるというところがよいと自分は考へてゐるのです。全然工業中学なら工業中学、そういう人文的な教養といふことは少しも考へない、ただ出さなければ使ひにくい便利な人間、そういう意味の職業教育では、私はほんとうの職業教育とはいへない。そういう大体の考え方でも、どこも袋小路ではない。どこまでも上に行ける道を開いておるけれども、人間にはそれ／＼の個性がありまうから、私は今のようになすべからず子供が何でもみんな大学を出なければならぬといふような考へはよくない。それ／＼の性質に従つて、ある者は中学、ある者は高等学校というようなどころで完成する。といつても、全

体完成するといふ意味ではないけれども、あるだけの働けるような力を持つたものをつくるということも、確かに必要なことだといふ意味で、この法案が六・三制の補正になる、こういう考へであります。

○笹森委員 ただいまの中等以上の教育において、やはり総合的な職業教育の内容を持つたものが適當である。例をいうならば、外国のポリテクニク・ハイスクールというようものが、それでありまうが、やはり日本ではまだ工業は工業、商業は商業、水産は水産といふことになつております。しかもまた、その分野が割合に厳然とわかれておりますけれども、日本の将来の普通一般の高等普通教育におけるポリテクニク・ハイスクール式のもの、農業、商業、工業、これを総合的なものをつくるという傾向は、私もやはり賛成であります。文部省としては、そういうようなことを奨励しよう、あるいはまた考へておるといふようなことがありますが、ありませんか。特に今後日本の学制の内容の改善等においても、これらのことは考へなければならぬ問題だと思ひますので、そうする方が結局人間をつくる、またこの社会に出て複雑な経済生活をする上において必要な人間をつくるに、ぜひ必要でなからうか。どうも今まで一面の、つまり道具のようになる人はあつて活動する面が足りない教育を今までやつておつたように思ひ、今後ぜひかくこういう産業教育振興助成法が出た場合には、そうしたことができるだけ完全と申せません。あらゆるものを、できるだけ多く具足した人間をつくる

いう意味において、今言つたような方向の学校をつくるということについての御構想なり、御研究なりがあつたかどうか、伺いたい。

○天野國務大臣 その点は、笹森委員のおつしやることに、私は全然同感なんです。私は職業教育には賛成だけれども、ここに使いやすい人間をつくる、人間をただの一つの方便にするような、そういう考へ方の職業教育には、私は反対だといふことは、衆議院の予算委員会においても言明しておる通りでございます。だから、そういう人間として一生、いろいろな趣味を持ち、またいろいろ／＼なことに對して関心の持つるような人間、ただ一つ道具のようになつておる人間では困るという考へを強く抱いておられますから、私の考へてゐる方針は、笹森委員のおつしやることと同じではないかと私は思ひます。

○笹森委員 ただいまの方針が、さうであるとするならば、御就任以来、さういふ方向に向つて、どういふ御指導をおやりになつて、現にさういふようなかつこの学校のよう運営されておるか、あつたならば承りたいと思ひます。

○天野國務大臣 私は教育刷新委員会以来、審議会においても、さういふ論をして来た人間で、文部省としては、全体としてさういふ私の方針に向つては、思ひます。けれども、その方針が少し行き過ぎたような形のために、この実業教育といふものを振興しなければならぬやうになつて来ておるのです。だから今までは、もつぱらさういふ方針に向つて行きましたが、しかしそれが極端にならないやうに、いかに、私はあらゆる機会において述べて

参つておるのであります。ただ實際問題として、そのためにこういうことをやつた、ああいうことをやつたということ、私は、私どもも今までしておらないということを申さざるを得ません。

○笹森委員 問題を少しかえまして、先ほど来、やはり二、三の方によつてお話が出ておたのであります。この法律のねらいは、国家が公立学校、私立学校に対して、その主目的のために財政的援助をするということである。つきましては、そういうことが、いよいよこの法律が通過して、具体化されました場合に、一番気になりますのは、先ほど大臣も言われました、この平衡交付金等によつて盛り上げられたものがひもつきになつて、はたして下まで流れるかどうか。これは実は昨年の国会の本案議でも、私の質問に対して大臣は、その努力をすると言言されております。しかし、なお今日實際に行われておらない地方がある。これは私は実情をたくさん知つております。そこで、今後この法律が特にこの目的でできた場合に、そういう末端まで、そのものが目的の通りに行われる方法を確保にして、それが何ら今言つたような懸念がないという方法的なことを、はつきりされる必要があると思ひますので、確信を持つておるといふことだけでなくて、方法的にも、これはそれ以外には使用せぬとはつきりそれを指示して、それが法的にもその通り具体的にされるかどうか、その点を念を押しておきたいと思ひます。

○天野國務大臣 平衡交付金は、申すまでもなくひもをつけるわけに行かないのですから、それで私どもは、標準義務教育費の確保の法律案というものを、

を、前の大臣のときからやつておるのですが、それがどうしても関係方面の了解を求め得られない。そこで新しい形にして、それがなせ求められないかというその根本は、地方の財政に干渉をして、これだけは教育費に使えないようなことが、原理的にいけないというように、その重点があります。だから、私どもは方法をかえて、中央が地方に干渉するという形でないようなくふりをして、現に関係方面と折衝をしておるところでございます。私が病氣のために、まだ少し会ひの延びておりますけれども、この国会休会中に、ぜひそれを推し進めて、そうして教育費はこれだけということば、平衡交付金に入れて、それが使われるような道を、今交渉いたしております。

○笹森委員 ただいま交渉努力をせられておるといふことであります。まだ進行中でありましようから、その結果は期待をいたしたいと思ひます。私もが特に考えておりますのは、いろいろな面において、この助成法を考へるにおいて、話がそれては失礼です。すから、なるべくこの中心に向てお話ししたいと思ひますが、この助成する費用を得るためには、やはり歳入と歳入を考へなければならぬ。いかなる方面から歳入を得るか、あるいはまた實際どういふ確信があるかは、大蔵大臣からむろん聞きたいのであります。これを文部大臣に聞くのは、それは國務大臣としてはお答えできましようが、主管は大蔵大臣だろつと思ひます。そこでどうしてもこれを振興して行かなければならぬということを考へる場合に、私はやはり他の国の例も考へてみるがいいと思ひます。たとえば、米国のあ

る州では、平衡交付金を出すには、教育重点主義になつて、教育だけにやつておるといふ州もあるやうであります。そこで固定資産税の過去三年の収入と、過去三年の義務教育費その他州が補助しなければならぬものを算定しておいて、そうして各自自治体ごとに、はつきりとしたそのバランスの過不足が出て来た場合に、その不足分を、特にこれを平衡交付金として教育費だけに出すというのをやつておる州もあるやうに聞いております。こういう農業教育のためには、どういふ費用がどう行くかというやうなことを考へる道中、一つありはしないか。この法律においてあげられたものは、国庫の収入とせずして、これをその学校にまた還元せしむるというやうな思想が、やはりここにあるやうであります。この財源について、はつきりとして、何か今まで大蔵大臣として、でなくて、文部省として御努力なされておる点があるか。そうするとよほどはつきりして来て、いわゆる教育に、熱心に人が税金も出し、あるいはまたその他の方法で、この金が教育に還元されて行くというやうな努力が出て来るのではないか。やはりこの法の建前の觀念の一貫した意味において、そういうやうな方面の努力を今までなされておつたか、またお考えになつたか、お尋ねしたいと思ひます。

○天野國務大臣 それはやはり先ほど申しました義務教育費の最低基準を確保するということ、同じことになつて来ると思ひますが、そういう

点については、私は三つの方法があるやうに思つております。一つは、元通り半額国庫負担という制度を復活することである。第二は、第二の教育使節団が示唆したやうな学区の制度を設けること、第三番目は、従来のやうな標準義務教育費を確保するやり方を、もう少し形をかえて、中央から地方に命令するやうな形でない形を、今は考へております。初めの二の案は、できれば私どもは、むしろ半額国庫負担の制度がよろしい。教育費は、御存じのやうに非常に龐大であるために、そうすると平衡交付金という制度が意味をなさぬやうなことになるから、これは学校教育の学区制度というものを考へるとよきやうなものですけれども、しかしやはり行政区画との関係上、これは文部省で非常に研究しておりますが、なか／＼むずかしいのではなからうか。さしたつては、第三の形において関係当局と話し合ひをいたしております。そういうことができるといふことになりまう。この産業教育については、同じことができて来るのではないかと思つておる次第であります。

○若林委員長代理 ちよつと笹森君に御注意するのですが、本法案に直接関係のある分だけに、とどめていただきたいと思ひます。

○笹森委員 これは私立学校に關係した問題は、後に提案の責任者である委員長にお尋ねすることを保留してお尋ねしたいのであります。私立学校法がある。この私立大学審議会というものが、やはりこの法の対象として考へなければならぬものではなからうかと考へておるのです。それというの、

あとで委員長とお話ししたいのですけれども、地方における公立学校の助成をする場合の、意見を求めたり、關係するのは教育委員会、地方の私立学校は、これを知事と議決するとなつておりますが、私立大学は、全然知事とは、教育のいろ／＼の運営上關係がない、こういうやうに考へておりますので、この私立学校法による私立大学審議会というものがこへ出て来るのでなければ、私立大学のいろ／＼なものを運営して行くのに不都合が来はせぬか、こういうやうなことを、私どもは考へておるのであります。この私立大学審議会というものの、實際文部省でござらなつておる内容、あるいはまたこつち法律に關係する關係のことについて、文部大臣のお考えを伺つておきたいと思ひます。

○天野國務大臣 これは法律に關係して来ますから、政府委員からお答えをさせます。

○稲田政府委員 この法案を拜見いたしました。第二、私立学校の二十二条第二項に、私立学校法の規定を引いておられます。すなわちお話のやうな事項につきまして、私立学校法によりまして、私立大学審議会の審議を経なければならぬ事項につきましては、私立大学審議会の審議にかけるやうな趣旨にありまうので、實際においては支障がないことと思ひます。

○浦口委員 実は私も、この法案の立案の小委員の一人として参画して参りましたので、その自覚に立つて、的をはずれないやうに、一つだけお聞きしておきたいと思ひます。それは、この産業教育法と各種学校との関連について、ひとつお尋ねしておきたいと思ひ

ます。
その前提として、まず各種学校で、学校法人の認可を受けているものは、これは準学校法人と呼ばれていると思うのでありますが、その点について政府の見解をひとつお聞きしておきます。

○辻田政府委員 それでは私から御説明いたします。第二条に、この法律におきましては、産業教育の対象が明記してありますが、その中に中学校と高等学校、大学ということになっておりまして、各種学校はこの中に含まれておりません。

○浦口委員 そのことは承知の上で、実は希望の意見を述べるわけなんです。この法律ができるまでには、長野委員長は、何年も非常に構想されたといふことも承知しておりますし、去年天野文部大臣が、いわゆる終戦後の総合制の一つの欠陥やら、あるいは新制大学が非常に濫立された、そのことによつて教育の内容の質的低下というふうなことから、むしろこれは職業大学に転換すべきだといふような意見も発表されたことがあるのであります。そういう点から申しますと、この法案には盛り込んでおられますが、職業教育をほんとうに徹底して行くといふことについては、いわゆる洋裁学校であるとか、あるいは理髪学校その他自動車学校等の中で、非常に確実な基礎を持ったものは、むしろそういう意味合いでこれをこの法律案に包含すべきでなかつたかといふことを考えるのであります。そういう点について、文部当局としての意見をまずお聞きしておきたいと思ひます。

○稲田政府委員 文部大臣の意見としては、新制大学について申されたことは、私どもの了解いたしました。つまり、新制大学を卒業いたしますもの、つまり教育の目的としては、ただ学問を研究するといふだけでなく、一般の社会的な良識の豊かなりながら、同時に社会職業軍人として立つにちようど適当な素養を与えるものだといふことは、折りに触れて大臣の話として申し上げられておたつたわけでありまして、この法律につきましては、大学及び短期大学が包含されておまして、それらの大学及び短期大学に関する職業ないし技術的教育というふうなものは、審議会等におきまして、御審議願ふことだと思つております。

○浦口委員 ちよつと私の質問とはずれておるようですが、時間もありませんので簡単に申し上げることは、このたびの法律にすぐそれを盛り込まないといふことは無理かと思ひますが、今私が申し上げたような意味で、各種学校の中で基礎の確かなもので、学校法人として認可を受けておるものは、この法案にありまふようないわけの私立学校と同様に財政的援助の対象とすべき価値を認めてはどうかといふことに対しての見解をお聞きしたいのです。

○横田専門員 各種学校のことにつきましても、この立案のときには、いろいろこの中の対象にしようとして考えたことがあるのですが、結局におきまして、学校教育を中心としたもので、この法律の主旨といたしましてやるので、従つて学校教育法の第一条による学校といふことにいたしませんと、学校教育法の体系を乱す憂いも出て参りますし、そういう点で、各種学校の点は、

この中から省いたような次第であります。

○浦口委員 そういたしますと、将来各種学校がいわゆる学校教育法にふさわしい内容を備えるならば、そういう方向に行くべきである、こういうことは考へてよろしうございしますか。

○横田専門員 私どももそう思つております。

○小林(信)委員 これは小委員会のときに私が提案したのでありますが、ここに抜けておるので、一応論議はしてあります。第二条の産業教育の定義の問題であります。対象としてあるのが「生徒、学生又は青少年その他の一般公衆」といふことになっておりますが、生徒、学生はその前提になります。この中学、高等学校、大学、これです分教育できるのですが、その次に書いてあります青少年その他の一般公衆といふものは、なるほど、中学校、高等学校、大学等で教育することができますけれども、この人たちが独自の教育機関といふものが必要と私は考へるのであります。現在の経済情勢また日本の今後の経済問題等から考へますと、この青少年あるいは一般公衆に対するところの産業教育といふものが、非常に重大であるし、またこの人たちにそういう教育を施してやるのが大切だと思ひます。それがために、ここに教育機関としてはどうかと思ひますが、この人たちの教育する機関としては、公民館といふものがあるわけでありまして、これをこの定義の中に入れて、この人たちのために親切な産業教育がなされるようにしてはどうかと思ひますが、この点の御意見を

承りたいと思ひます。

○石井専門員 立案の過程において、ただいまの御意見とまつたく同じようなことを、相当に考へてみたのであります。お話の通り、一応義務教育を終えまして青少年その他これに続きます年齢の一般公衆などには、特にお話の点の必要を、私ども感じておるのであります。その点で公民館といふことも、実は一度考へてみたのでありますが、さらに考へをめぐらしてみますと、学校が、多分に不完全ながら、まだ公民館よりも、設備の上において、あるいは先生の点におきまして、全国的に見ますと、まだ学校の方がそろつておる状況であります。そうして学校におきましては学校教育のほかに、いわゆる社会教育といふものをなすべきであるといふことが、学校教育法及び社会教育法に掲げられておるのであります。国家の財政全体を予想いたしますと、この学校を基礎としてやりますところのただいまお話のありました一番大事な年齢層をねらつてやります教育を、学校だけでやるといたしますと、相当の金額になる見込みが出て参りました。さらにこれをもし公民館にまで広げて行きますと、公民館が少いまして、しかもこれが設備的に、また事務的には学校よりは低いレベルにあるのが普通でございます。これを両方にまたをかけますと、結局あふはちとらずという形になりがちである。従つてこの際は、まず学校に重点をおきまして、できるだけ予算を学校に集中いたしまして、その学校が、学校教育としてのほかに社会教育もやる。その場合に、地理的その他の条件で、公民館を利用した方がいいという場合も出て来ると思ひます。ことに農山村の僻遠の地を考へますときに、公民館を利用する方が非常に便利であるという場合があります。その場合には、公民館に学校における設備を持つて行くといふことによつて、学校の授業としてやるというふうなことも考へましたので、この際は一本に学校の方に集中をいたした次第であります。

○若林委員代理 ちよつと速記をとめて……
(速記中止)
○若林委員代理 速記を初めてください。
これにて質疑を打ち切りたいと存じますが、御異議ございせんか。
〔異議なし〕「異議あり」と呼ぶ者あり
○若林委員代理 質疑打ち切りに対して御異議があるようでありますから、質疑打ちりに賛成の諸君の御起立を願ひます。
(賛成者起立)
○若林委員代理 起立多数。
よつて質疑は打ち切られました。
これより討論に入ります。
○岡谷委員 この法案は議員提出でありまして、小委員会を開いてこの法案の起草をされまして、小委員会においては十分論議も盡されておりますので、私どもとしては、この際討論を省略して、議決されんことをお諮り願ひたいと思ひます。
○笹森委員 議事進行に關して——ただいま敬愛する岡谷君から、小委員会において十分に審議を盡したというお話がございましたが、それは私の考えとは、まつたく違ひるのであります。そ

こでたまたま委員長のお諮りによりまして、実はたくさん質問を用意して来たのでありますが、多数によつて打切られましたので、私はこれから十分に納得の行くまで討論するという事にきめておつたのであります、それに對して、まだ委員長の腹もきまつておらぬようでありませう。ぜひこの際には、討論を十分やらせていただくようにしていただかなければ、いかに多数で決議されましても、これは議員提案なのであります、私どものそういう要望を、全部委員長がお捨てになるといふことだと、これは今後遺憾な事態を生ずると思ひますので、どうかこのことは、今までのいきさつを御承知の委員長が、寛大な処置をもつて、私どもに十分なる討論の時間をお許しくださいと思ひますが、特に、この議事進行に關しては、討論に時間の制限は設けないという宣言をお願いしたいと思ひます。

○松本(七)委員 討論打ち切りの動議が出ましたが、何と申しまして非常重要な法律案であり、しかも議員提出になつておるので、小委員会における審議は、私は相当慎重になされておると思ひますが、しかし、民主党の方ではまだ質問があると言つておられるのでありますから、できるだけこれはやはり質問の時間はさくべきであらうと思ひます。しかし一方国会全体の運営から考えまして、その時間にある程度の制約をこうむらなければならぬことは、これはよくわかるので、私どもも極力それに協力して参つたのであります、いやしくもこういう重要な法律案を、議員提出で今採決しようという

ときに、討論もなしでやるということでは、せつかくこの法律に傷がつくことになる。ですから、やはり笹森さんの言われるように、討論をやつて、そして委員の良識に訴えて、円満にやつて行くということに、委員長はとりはからつていただきたいと思います。

○岡(延)委員 先ほど同僚岡谷委員から、討論打ち切りの動議が出ましたけれども、ただいまいろいろ協議の結果、時間の制限をして討論をすべきであるといふことに意向が一致しましたので、笹森順造君の討論時間を十五分とし、松本君はそれほども長くはないという話でありますから、これは特に時間のあれをいたしませんけれども、そういう時間の範囲内において討論を許されんことを望みます。

○若林委員長代理 ただいま岡委員の動議について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○若林委員長代理 起立多数。よつて岡君の動議は可決せられました。討論は笹森順造君、松本七郎君の二名であります。討論を許します。笹森順造君。

○笹森委員 このたび産業教育法案が、本委員会に議員提出案として出て参りまして以来、私たちは今日まで、この法律の完備を期したいという熱意と、また努力をして参つた次第であります。しかしこの法律の現在日本の国にどういふ影響を与えるかという点に關しまして、あるいは總則に、あるいは定義に、その他いろいろ面から、明らかにせられておるようであり、しかも質疑の際に再々お互いの

間に論議がありましたように、わが国の終戦後における教育の方向をいかに進めて行くかという問題に關しまして、本法案が重要性を持つておりますことは、また申し上げるまでもなからうと思ひます。国家が国のすべての国民に教育の機会を均等に、また社会に出た後に、その職責を全うするための職業技術を十分に与えるといふことの必要からかんがみまして、本法案のねらつておりますところも、また当然であらうと思ひます。

この際に特に考えられべきことは、日本の教育自体の行き方が、すべての法律の面から考えてみて、あるいは政治の面から考えてみて、文化、教育の尊重という面において欠けるところがあります。特にこの産業、職業教育においては、遺憾な点が非常に多いと、私たちはかね／＼考へておつた次第であります。従ひまして、国が公立学校に對し、あるいは私立学校に對し、まして、国費を投じて、この欠陥を補わんとする趣旨においては、何人も不同意はなからうと思ひます。

この際に特に考えなければならぬことは、そういう産業あるいは職業教育を振興助成せしめるという助成法をつくり出す場合には、わが国の文教政策全体との比重をいかに考へなければならぬかという大きな問題が、私どもの双肩にかかつておるかと思ひます。この点において、私どもがこの法律の適用を遺憾ならしめるとともに、やはりそうした全般的な見通しも十分に考へておつた次第であります。ゆえにこの法律が普通の法律とは異なりまして、責任を持つております政府當局

が予算の組立てをして、これに應じなければならぬ性質のものであります。ゆえに、單に文部大臣に對しまする質問ばかりではなくて、大蔵大臣に對して、この法律が通つた場合の所信を、十分にたださなければならぬことを私どもは考へておりました。実は本日大蔵大臣の出席を非公式に求めておつたのであります。であります。この財政の裏づけを必要とする法律に對して、大蔵大臣のこれに對する所信を聞くことなしに議員立法をするといふことは、大きな欠陥を感じざるを得ない。こういう点がやはりこの法律を出す上におきましては、委員の態度として明瞭にせられなければならぬと思ひます。遺憾ながらこの法律の裏づけとなるべき財政の根本をつかさどる大蔵大臣の意見を少しも徴する機会を与えられず、この問題が遂に質問打ち切りとなり、討論に入ること、こういう変則な状況に來ておることを、はなはだ遺憾に考へるのであります。

しかし、実際の適用の面について考へてみます場合に、ただいま申し上げましたように、国をあげてはうはいたる希望が、産業教育振興のために、熱意をもつてその当事者から興つておりますことを、私は十分に認識しております。ゆえに議員立法なるものは、それらの人々の意思を十分にくんで、そしてその民主的にこれが立案されなければならぬ。しかるにこの法律のにおい私どもが感じますものに、やはり依然として、これは旧來の官僚的な姿において表現されておること、非常に遺憾を感じます。さらにまた、その根本をいたしまして、思想

が予算の組立てをして、これに應じなければならぬ性質のものであります。ゆえに、單に文部大臣に對しまする質問ばかりではなくて、大蔵大臣に對して、この法律が通つた場合の所信を、十分にたださなければならぬことを私どもは考へておりました。実は本日大蔵大臣の出席を非公式に求めておつたのであります。であります。この財政の裏づけを必要とする法律に對して、大蔵大臣のこれに對する所信を聞くことなしに議員立法をするといふことは、大きな欠陥を感じざるを得ない。こういう点がやはりこの法律を出す上におきましては、委員の態度として明瞭にせられなければならぬと思ひます。遺憾ながらこの法律の裏づけとなるべき財政の根本をつかさどる大蔵大臣の意見を少しも徴する機会を与えられず、この問題が遂に質問打ち切りとなり、討論に入ること、こういう変則な状況に來ておることを、はなはだ遺憾に考へるのであります。

がやはり依然としてそこに低迷しておるかのごとき誤解を与えるようなこの法律の文章に對しましては、私どもは実は訂正したいと考へておつたのであります。過去において日本の国の教育は、画一教育であり、中央が力をもつて指導する教育であります。しかし、それでは日本の教育の将来の指導は、十分に発達して行かないと私どもは考へる。ゆえに、この点が十分に改められることが必要となるのであります。しかるに、この法律の文章を見ましても、ある政令で定めた規程に到達しないものといふことに一つの観点を置いて、そうしてその基準に高めようとする場合において助成するといふようなくどい、書かれておるのであります。こういうことは、私ども立法者の立場として、十分に考へてこれを修正して行かなければならぬ思想的な根本の問題が伏在しておると思つておるわけでありませう。つまり今後わが国の状況を考へてみましておの全国の立地条件を異にし、その背景の産業的な要素を異にいたしてあります関係上、各地におきましてそれら最もふさわしい産業が興らなければならぬ。従つてある一つの基準を定め、そこに到達しないものだけを、その線に上るまで努力するものに對してだけ助成するといふような考へ方自体を、私どもは反省すべきであり、むしろその立地条件に従つて、その背景をとり、経済的に特殊な教育に力を入れるといふものに対して、自発的なものにこれを奨励、激励、開発して行くといふのが、この法の建前であらなければならぬ。この意味がここにまつたく欠けておるのであります。そういう表現

がやはり依然としてそこに低迷しておるかのごとき誤解を与えるようなこの法律の文章に對しましては、私どもは実は訂正したいと考へておつたのであります。過去において日本の国の教育は、画一教育であり、中央が力をもつて指導する教育であります。しかし、それでは日本の教育の将来の指導は、十分に発達して行かないと私どもは考へる。ゆえに、この点が十分に改められることが必要となるのであります。しかるに、この法律の文章を見ましても、ある政令で定めた規程に到達しないものといふことに一つの観点を置いて、そうしてその基準に高めようとする場合において助成するといふようなくどい、書かれておるのであります。こういうことは、私ども立法者の立場として、十分に考へてこれを修正して行かなければならぬ思想的な根本の問題が伏在しておると思つておるわけでありませう。つまり今後わが国の状況を考へてみましておの全国の立地条件を異にし、その背景の産業的な要素を異にいたしてあります関係上、各地におきましてそれら最もふさわしい産業が興らなければならぬ。従つてある一つの基準を定め、そこに到達しないものだけを、その線に上るまで努力するものに對してだけ助成するといふような考へ方自体を、私どもは反省すべきであり、むしろその立地条件に従つて、その背景をとり、経済的に特殊な教育に力を入れるといふものに対して、自発的なものにこれを奨励、激励、開発して行くといふのが、この法の建前であらなければならぬ。この意味がここにまつたく欠けておるのであります。そういう表現

ができておらないのであります。そこにすべての人の気持を表わすような条文に改められなければならない点を、私どもは見出しておるような次第でございます。

特にまた実際の適用のことを考えて見ますと、この中にまだ私どもが不備であり、もつと完璧にしたいと思ふ点がございます。そのことを申し上げますならば、特に国の任務のことを規定しております条項を見ると、そのことが明白になると思ひます。この原案におきましては、「国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて産業教育の振興を図ることを奨励しなければならぬ」と規定されております中に一、二、三、四、五とありますが、これだけでは、実際の日本の産業教育振興に対して与える奨励としての意を、十分に盡したうらみがございます。この中には、「一、産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。」「二、産業教育に関する教育の内容及び方法の改善のため必要な援助を与えること。」「三、産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。」「四、産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。」「五、産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。」「と掲げておりますが、私どもが日本の教育の事情をつぶさに検討してみます場合に、この五つの対象だけでは、非常な欠陥を感じるのであります。

に損害を受けたものが非常に多い。またそのほか教授上の設備、標本、機械その他のものの欠乏しております実情も、よくわかりますから、この点に對してこの法律が考へたことは、当然であります。しかしその振興が、一体どういふことによつてはかられるかと申しますと、言うまでもなく、これはよき指導者によつて、よく指導せられるといふことであります。この中には、指導者の養成に関する規定はありますが、その人が實際教育にあたつて指導を実現します場合、多くの調査研究をしなければならぬ、その場合多くの人員費を必要とするのであります。この法律の中に、調査研究の人員費が特別に大きく取上げられるのが、私はこの法律の意義を果す上において、最も大事なものであらうと考えているのであります。これは財政の都合等によつてこういう場合のことを考えたことに対しては、むしろ私は財政の都合がこうであればこそ、ことに調査研究といふことに對して、人員費を必ずここに用ひなければならぬといふことを考へておつたのであります。この点に對する欠陥がここに現われておりますことを、特に指摘しておかなければならぬと思ひます。

さらに申し上げておきたいことは、先ほどわが党の小林委員からも指摘せられましたが、産業教育の振興を促進せしめるためには、学校教育ばかりでなく、さらに社会教育の面にこれが大きく取上げられなければならない。この意味において、私どもは、公民館の利用といふことを十分に考へて、この修正の意見は実は持っていたのであります。先ほどの専門員の考へ方では、公民館は非常に多い、従つて学校

は、公民館は非常に多い、従つて学校に重点的にやつたのであるが、必要があるなら、学校が公民館を利用するよるな機会を与えてもよいといふような答弁があつたのであります。私どもはそれは考へていないのであります。つまりこれを一律に、全国的にみな産業教育のために助成するといふのではないので、先ほどから申しましたように、きつめて民主的に熱烈に要求するもの、奨励に力を入れるといふ法の建前を考へます場合、全国的にばらばらといふ思想自体を改めなければならぬといふことを思つておるのであります。こ

ういふ意味で、公民館であつても、模範的な公民館がごくわずかでも取上げられることが、どれほどその立地条件に適した日本の産業教育の助成の目的を果すのに、効果的かわからない。こ

ういふ点に對して、私どもは考へては、小学校、高等学校または大学といふことのほかに、公民館といふことを明記することによつて、今申しました適用のことも、十分に運用しますなら

考へておる次第であります。かのごとくにいたしまして、これを通過いたします場合に、もとよりこの法律は、私どもはぜひ実現しなければならぬといふことを考へておるのであります。遺憾ながら、これらの点がそのままにして、今日討論しなければならぬ状況になつておる次第であります。

特にここに申し上げておきたいことは、第十八条の具体的な補助の問題であります。ここでは予算の範囲内といつておりますが、これが私どもは最初二分の一といふぐあいに書かれておつたことを見て、実は驚いたのであります。なぜかといふと、私どもは、二分の一を補助する、四分の一を補助するといふこと自体に反對しておるのではございません。むしろ先ほど申しましたように、おの／＼の学校が、自力を持つてこの点を振興しよう、この点に努力しようといふことで、特にその学校の努力にふさわしい額だけを国が補助する、こ

ういふ建前が当然であつたのではなからうか。これが二分の一、四分の一といふような表現をするから、画一教育になる。こ

年、二十年をもつて、ようやくこれが議會に提案され、しかもまたその成果をあげておるといふ点を見るのであります。今急速にこれを上げるというこ

と、この第十国会内にこれを慎重審議して上げるのが、最も適當だと思ふのであります。しかしこの法律自体に對して、私どもは何ら反對はしておりません。むしろこれが不備であるがゆゑに、嚆矢型であるがゆゑに、完全な子供にしたいといふことから、私どもは今日まで審議をして参りました。どうかこの子供が月足らずの子供でないように、私どもは育てて行かなければならない。むしろ月足らずの子供を産むといふのは、非常に不本意であります。産期が来たといふことで、ただいまこの問題が審議されておるので、私どもは一切多数の決議に服従するよりほかに方法がなからうかと思ひるのであります。

これによつて私どもは、少くとも以上の意見を述べまして、この法案の趣旨全体には賛成しますが、いづれこの法律を修正すべきことの機会を得ることを期待し、そのことを附言いたしまして、一応賛意を表せざるを得ないことを申し上げます。

○若林委員長代理 松本七郎君。

○松本七郎委員 私は提出者の一人といたしまして、いまさら申し上げることもないでございしますが、今審議委員から申されたように、やはりこの審議の状況に、はなはだ遺憾の意を表明せざるを得ないのであります。と申しますのは、私どもは、かね／＼政府が法律案を提出して参りましたときに、まず第一に、その提出する時期が

ただ、ここに二つの希望を申し上げなければならぬのであります。それはわれ／＼小委員が起案するときは、すでに考慮もし、かつ努力もして来た点でございます。それは先ほど大臣の答弁にもございましたが、この産業教育法を効果あらしめるために、また産業教育ばかりでなく、一般教育というもの、今後日本の国の政治のウエイトを重からしめる上から申しまして、どうしても現在地方自治の問題と教育行政の問題、特に教育予算の問題というものと、真剣に取組まなければならぬ課題を持つておると思つてあります。この点について、はたして標準義務教育費の確保の法律案というやうな形で、たゞい別な方法になつても、ああいうものでやつて行くべき

もう一つは、この法律で

もう一つは、この法律で規定してお
ります文字からは、必ずしもそういう
心配はないと思うのでございますが、
これは大臣も心配しておるやに答
弁されておりました。ただ使ひやす
い人間をつくるというやうなことに
随分なように、これを私は特に強調
したのであります。私どもがこの法律
を運営して期待するところは、ただ
技術のすぐれた人間、使ひやすい人
間をつくることにあるのであります。

育を通じて、それによつて、むしろ人格のすぐれた人間をつくるということに、われ／＼は目標を置きたいのであります。ただそれが旧來の使いやすしい人間をつくつて、下積みになるといふような状態でなしに、それを切り抜けた人間養成の機関となる役を、この法律が果すことを期待いたしましたので、かゝつて望みましたして、私は賛成するものであります。

○若林委員長代理　これにて討論は終
結いたしました。採決をいたします。
賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○若林委員長代理、起立総員。よつて
本案は原案の通り可決いたしました。
(拍手)

なお報告及び報告書の提出については、委員長に御一任を願います。
暫時休憩いたします。

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

文化功勞者年金法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
産業教育法案(長野長廣君外十七名提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

第十回 衆議院文部委員會議錄第十二
國中正誤
頁段行誤正

二二 表中
行二二二
段の十
末項の
るら
もた
のた
もら
のれ
る

昭和二十六年四月十三日印刷

昭和二十六年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所